

## 第五十五回国会 建設委員会

(五五五)

## 議録 第二十二号

## 建 設

## 委 員 会

## 議 錄 第二十二号

昭和四十二年七月十二日(水曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事

木村 武雄君

理事

砂原 格君

理事

廣瀬 正雄君

理事

岡本 隆一君

理事

伊藤宗一郎君

理事

吉川 久衛君

理事

高橋 英吉君

理事

早稻田柳右衛門君

理事

工藤 良平君

理事

塙本 三郎君

理事

小川新一郎君

出席國務大臣

建設大臣

上田 稔君

近畿圏整備本部

次長

中部圏開発整備

本部次長

国宗 正義君

建設政務次官

澁谷 直藏君

建設大臣官房長

鶴海良一郎君

建設省都市局長

竹内 藤男君

建設省河川局長

古賀雷四郎君

建設省道路局長

菱輪健二郎君

七月六日

委員勝澤芳雄君辞任につき、その補欠として三宅正一君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員三宅正一君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君が議長の指名で委員に選任された。  
 同月十二日 委員内海清君辞任につき、その補欠として塙本三郎君が議長の指名で委員に選任された。  
 同日 委員塙本三郎君辞任につき、その補欠として吉田之久君が議長の指名で委員に選任された。  
 同日 委員吉田之久君及び正木良明君が議長の指名で委員に選任された。

七月六日

戦傷病者に対する公営住宅割当に関する請願

(關谷勝利君紹介)(第二七〇五号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
 近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出第一一六号)  
 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案(内閣提出第一一七号)

○森下委員長 これより会議を開きます。

去る七月七日和知ダム水門決壊事故に関する実情調査のため、本委員会より委員を派遣いたしました。

派遣委員は、砂原格君、池田清志君、福岡義登君、稻富穂人君、北側義一君を派遣し、その代表として砂原格君より報告書が提出されておりました。

この際、派遣委員の報告を省略し、その報告書を会議録に参照掲載いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○森下委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

(東京都千代田区永田町一丁目会長樋口秀康)(第二三五号)  
記者会館建設工事の工法改良等に関する陳情書外

(和歌山県議会議長山下柳吉)(第二三三号)  
名神高速道路高槻インターチェンジ設置に関する陳情書(高槻市紺屋町三高槻市役所助役神田賢外二名)(第二三四号)

(東京都千代田区永田町一丁目会長樋口秀康)(第二三五号)  
日光東照宮境内地の景観保護に関する陳情書外

委員勝澤芳雄君辞任につき、その補欠として三宅正一君が議長の指名で委員に選任された。

二件(佐賀市松原町一四八佐賀県護国神社宮司

村田研二外二名)(第二五五号)  
一般国道三号線バイパスの建設促進等に関する陳情書(福岡市天神一のーの九州地区道路利用者会議会長米田正文)(第二八五号)

日光東照宮境内地の切取り及び老杉群伐採中止に関する陳情書外二件(東京都渋谷区東四の一

二の二六神社本厅事務総長林栄治外三十二名)(第二八六号)

は本委員会に参考送付された。

○北側義一君。ただいま上程されております近畿圏の保全区域の整備に関する法律案につきまして、若干の質問をいたしたいと思います。

私は、このたび上程されております保全区域の整備、これに関する問題につきまして、このたびの七月八日、九日に降りましたところの四十二年

七月豪雨、これにこの法案が非常に大事な法案でありますということをあらためて認識した次第です。

と申しますのは、ちょうど私も非常に被害を受けました近辺に住んでおりますので、さつそく八日

の晚から九日にかけて神戸市方面を訪れたわけ

です。状況を見ますと、これは神戸と六甲山及び神戸市街、海岸、非常に急傾斜な町が神戸市の実態なのであります。そこで見ますと、あの被害の最大の原因というものはやはり緑の木が少なかった。

特に二十一名死にました市ヶ原、あそこにも参りましたが、あれなどは全く上につくられましたコ

ルフ場、またそのほかもう一ヵ所で六名生き埋めになつておりましたが、それを見てもその生き埋めになつた場所の真上には宅地造成がなされて、

そうしてそこに山くずれがあるのは当然であるような実態になつております。これは起つてくれば起つた、そのような災害である、私はこのよ

うに現場を見て感じたわけです。またそのほか中

小河川のはんらん、このような問題があのよう

に私は思うわけです。これについては建設省のほうも対策を練つておられ、また対策の手を打つていかれると思いますが、その点についてまず初め

にお聞きしたいと思います。

○古賀政府委員 お答えいたします。

災害の状況につきましては、お手元に資料として「昭和四十二年七月豪雨による被害状況」といふのを差し上げてございますので、御参照いただきたいたいと思います。

特に、今回の梅雨前線に温帯性低気圧が刺激したことによりまして、佐世保、呉、神戸等におきまして甚大な被害をこうむっております。特に被害の悲惨なところは、いま申し上げました三市におきまして非常に死傷者がたくさん出たということでおきています。これら的原因をいろいろ振り返ってみますと、まず三市とも共通的に言えることは、比較的傾斜の強いところに市街地が発展しているということです。したがいまして河川は、非常に急勾配の川でございます。佐世保におきましても、呉は河川は見当たりませんが、神戸等におきましても、やはり河川が急勾配、そういうことが直接、最近の開発に伴いまして、いろいろ傾斜地帯の防護等につきまして若干問題があろうと思いますが、集中豪雨の非常ひどさ、たとえば連続雨量としましてはたいしたことではありませんが、三時間の集中豪雨がその連続雨量の約八〇%も占めて降ったということも一つの原因だと思いますが、そういうことによりまして非常に被害をこうむつたわけでございます。

そこでわれわれとしましては、早急に建設省の中にも災害対策本部をつくりまして、これらの対策を練っているわけですが、ただいままで実施いたしましたことは、現地に調査官を派遣して災害の実態を把握することが第一でございます。それから必要なものにつきましては災害査定を、災害の工法指導等を行なわせまして、実態的に現地で処理するようにいたしておるわけでございます。

かようには国土の開発が進みますと、相当今度は治水上の問題あるいは国土保全上の問題が問題になつてしまりますので、これらの対策につきましては、今回の豪雨を契機としまして具体的な計画の検討を行ないたいというふうに考えております。

○北側委員 他の区域は私は新聞で見る程度でわ

かなかつたのですが、特に神戸市のほうは二日間にわたって見てまいつたわけです。いま局長が

答弁せられたとおり、非常に特殊な区域というこ

とが、このたびの被害の大きいところはそのよう

に言えるのじやないか、そのように思う次第なん

です。と申しますのは、やはり山間から平地をた

くさん持つた海岸線に流れしていく河川と、神戸、

長崎、あのよろな場合の河川とは、これは非常に

変わってくると思うのです。どうしても、あれだ

けの雨量が降りますと鉄砲水になつて、そうして

がけくずれまた山くずれを起こすのは当然だら

うと思うのです。そういう面で他の区域と地形が

違うと思うのです。

そこで、このたびの治水五ヵ年計画、この問題にしましても同じような考え方で、国のほうから

河川の建設費、こういうようなものを県へ補助し

てやつていかなければならぬ、このように私は

つくづく感じたわけなんです。たとえば神戸市の

場合ですが、今度の大きな被害の原因となつた中

小河川です。特に下流部においては改修工事が行

なわれておる、上流部において改修工事が行なわ

れておらない、それが大きな被害を生んだ一つの

原因となつております。そうしますと、神戸市の

助役に会いまして話をしますと、これは県のほう

で管理しておる、県のほうへ行きますと、建設省

のほうが金をくれない、このような答えが出てき

ておるわけなんです。そういう問題で、やはり五カ

年計画の件につきましては、予算の配分、そ

ういふものはよく考えてひとつやつていただかなければならぬ、このように私は感じたわけです。

○濱谷政府委員 第一点の、がけくずれ等の、急

傾斜からの被害が最近多いわけです。昨年の四号

台風でも、そういった地点に甚大な被害を発生い

たしましたので、政府といたしましても、あるい

はまた国会全般といたしましても、こういった面

に対する対策を強化しなくてはならぬというこ

とで、建設省といたしましては、四十二年度の予

算におきまして、從来になかつた急傾斜地崩壊対

ことで、政府の関係機関を総動員いたしまして、目下懸命にこれが対策と取り組んでおるわけでござります。

○北側委員 他の区域は私は新聞で見る程度でわかれなかつたのですが、特に神戸市のほうは二日間にわたって見てまいつたわけです。いま局長が

答弁せられたとおり、非常に特殊な区域といふのう、班を三班に分けまして、佐世保、長崎、

それから広島、さらに神戸地区、こういうぐあいに三班を編成いたしまして、広島班は私が団長

いたしまして、それから神戸地区には上村副長

官が団長、それから九州地区には農林政務次官が

団長ということで、きのう、日帰りでございまし

たが、行って、現地を見てまいつたわけでござい

ます。

それできょうの十二時から、総理府の対策本部におきまして、きのう見てまいりました現地班の報告をいたしまして、その報告に基づいて必要な

各般の措置を迅速に打つていきたいというこ

とで、現在懸命に取り組んでおるわけでございます。

そういうことでござりますので、いま少し時間

をかしていただきまして、政府の総合的な対策がまとまりましたら、本委員会におきましても詳細に御報告を申し上げたいと考えております。

○北側委員 その点につきまして、もう一問だけ

をかしていただきまして、政府の総合的な対策がまとまりましたら、本委員会におきましても詳細に御報告を申し上げたいと考えております。

○北側委員 その点につきまして、もう一問だけ

をかしていただきまして、建設省といたしまして、

まことに三十六年の宅造の規制以前におきましては、今後何ヵ年計画でこれと取り組んで

くかという具体的な計画を立てまして、そして予算折衝その他に今後臨んでいきたいと考えておる

個所数がはつきりまとまるわけでございます。

そういう報告に基づきまして、建設省といたしましては、今後何ヵ年計画でこれと取り組んで

ござりますので、非常に危険な場所に宅地造成が

行われてそこにうちが建つておるという個所

が、全国におきましては相当の個所数あるのでは

ないかと考えております。これは、実際問題とい

たしましては、すでにそういう個所は宅地が造成

され、その上にうちが建つておるわけでござい

ますから、これをどうするかということはなかなか

かむかしい問題ではございますけれども、しか

しこれも現実に危険な場所に建つておるという状

態があるのでござりますから、これをそのまま放

任しておくというわけにはまらないと思うのですが

はどうでしょうか。

○濱谷政府委員 第一点の、がけくずれ等の、急

傾斜からの被害が最近多いわけです。昨年の四号

台風でも、そういった地点に甚大な被害を発生い

たしましたので、政府といたしましても、あるい

はまた国会全般といたしましても、こういった面

に対する対策を強化しなくてはならぬというこ

とで、建設省といたしましては、四十二年度の予

算におきまして、從来になかつた急傾斜地崩壊対

策事業費というものが新規に発足を見たわけでござります。予算の額は二億円ということで、あまり大きい額ではございませんが、從来なかつた、こういった新しい項目が、対策として打ち立

てられたということは、これはもう大いに特筆していいことではないか。そこで、建設省といたしましては、現在、全国に通達を出しまして、そ

ういった危険な傾斜地がどのくらいあるか照会をいたしておりまして、ある程度まとまっておりま

す。もう少し時間をいただきまして、全国的な

個所数がはつきりまとまるわけでございます。

そういった報告に基づきまして、建設省といたしましては、今後何ヵ年計画でこれと取り組んで

ござりますので、非常に危険な場所に宅地造成が

行われてそこにうちが建つておるという個所

が、全国におきましては相当の個所数あるのでは

ないかと考えております。これは、実際問題とい

たしましては、すでにそういう個所は宅地が造成

され、その上にうちが建つておるわけでござい

ますから、これをどうするかということはなかなか

かむかしい問題ではございますけれども、しか

しこれも現実に危険な場所に建つておるという状

態があるのでござりますから、これをそのまま放

任しておくというわけにはまらないと思うのですが

はどうでしょうか。

○濱谷政府委員 第二点の、がけくずれ等の、急

傾斜からの被害が最近多いわけです。昨年の四号

台風でも、そういった地点に甚大な被害を発生い

たしましたので、政府といたしましても、あるい

はまた国会全般といたしましても、こういった面

に対する対策を強化しなくてはならぬというこ

とで、建設省といたしましては、四十二年度の予

算におきまして、從来になかつた急傾斜地崩壊対

人災であるというようなことがいろいろ新聞にも書かれております。私も、見た目で、そのように感じるわけなんです。と申しますのは、もう一度あれと同じような雨が降れば、今度は被害はもつと大きくなると私は思うのです。そのような個所が、私の目で見ただけでも、すでに何十カ所とあつたわけです、二日間回ってみると、これに對しては何年計画、そのようなことになりますと結論としては災害のあつたあとに計画ができる、そうして補っていく。まるで災害のあとから計画がそれを追っていくような形に現在までの姿ではなつておる。このようなことでありますので、どうかこの問題につきましては政務次官もこの会合にはひとつ強く発言をしていただきたい、何といつてもとうとい人命が神戸だけでも百名近く人がなくなつておるわけですから、これを機会にがちりとした災害対策を練つていただきたい、このようにお願いしたいと思います。よろしくお願ひし

あわせて、この前に私、P.Lの国有地問題で質問したわけですが、このあれば中途はんぱになつておりますので、この際機会もありませんので明らかにしておきたい、このように思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

と申しますのは、この前私の質問いたしましたことにつきまして、鶴海官房長は、大阪府の富田林新堂におけるP.L教団の里道、水路一万五千平米、約四千坪の不法占拠については六月二十四日に行財産としての用途廃止手続を行なつた、このようにお答えになられたわけです。国有地の管理のすんなことは前々から非常にやかましくいわれておるわけですが、第二点として私が質問いたしました法務省の富田林出張所、ここに登記されていところの国有地、この問題につきましては官房長は三十六年にP.Lと国有地を交換したこのようにお答えになつたわけであります。交換されたものならば、どのような交換をされたのかということについてお聞きしたいと思うのです。

しては不的確でござりますが、前回答弁申し上げましたような内容の報告があつたわけでござります。しかしながら今回、実地について調査いたしました結果、交換につきましての合意は請願工事の承認書に条件がついておりまして、道路敷地の交換につきましては工事完成後別途申請することといふ文言が入っておりますけれども、この請願工事の承認書に条件がついておりまして、道地につきましての合意は請願工事の承認におきまして一応成り立つておるわけでありますけれども、この請願工事の承認書に条件がついておりまして、道地につきましては工事完成後別途申請することといふ文言が入っております。調べました結果、その別途申請ということがなされておらないという事実がございましたので、したがつて交換についてまだ交換の事実が完了しておらないといふことが明らかになりました。この際、前回の御答弁につきまして訂正いたします。

○北側委員 交換の手続が完了されていない原因というものはどこにあるのですか。

○鶴海政府委員 これにつきましても現地につきまして調査いたしました。交換すべき土地でござりますけれども、P.L.教団が新しくつくりました土地と申しますか新堂の敷地が十九筆ござります。面積にいたしまして九千七百四十六平米でございますが、この十九筆のうち十八筆につきまして抵当権が設定されておる。そういう関係で手続がおくれたわけでありますけれども、この抵当権の消滅につきましては府のほうからP.L.教団にわざと話しまして、逐次消滅させていっております。この前の段階では、十八筆のうち十一筆はすでに登記が抹消されておりまして、なお七筆残つておるという状況でございます。そういう関係でおくれたわけでありますけれども、これにつきましては至急に抹消登記をするように話が進んでおりまして、抵当権者の銀行あるいは商事会社等との抹消につきましては同意をいたしております。したがいまして近く登記が抹消できるものと考えておられます。この手続が済み次第交換の契約をいたしまして交換をさすということにいたしたいと思ひます。

財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換し  
その他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」と、このように、國の財産の処分及び管理について、あるわけです。法律に基いて交換といふのはなされる。ましてや、相手の交換物件が銀行の担保に入つておるものと事實上交換してやるというのは、これは私は國有財産法違反だと思うのです。その点どうでしようか。

○鶴海政府委員 府道敷の交換につきましては道路法の規定によってやるわけでありまして、道路法の規定が國有財産法の特例になつておるというふうに解しております。

なお、抵当権の問題でござりますけれども、交換に際してはP-L教団側は当然抵当権を抹消する義務があると思います。抵当権のない土地で交換をする義務があるわけでございますから、その手続を進めさせておるわけでございます。

○北側委員 たとえば自分の財産にしましても、相手のものが担保物件に入つておるものをおちらと交換して先に工事やらすばかはないと思うのです。担保物件を抜いてからやるというなら話はわかります。またこのいわゆる國有地は、私の調べたところでは非常に分布が広くなつております。あの府道の付近だけ國有地じゃないのです。このようになつております。これは私、法務局に行つて、向こうの地図は明治時代にできた地図ですから、これは國有地を買収される前からのいわゆる土地であります。その地図で明らかにこのよくなつておるわけです。そのようなものを、担保物件があつてしまふのを、そのままに交換する、これはまことにけしからぬと思うのです。担保でも抜いて交換するならまだ話はわかります。事実はそのようになつておつても手続はいまだできておりません。これは民法においても同じようなことがいわれておりますよ。役所というのは、判こ一つ足らなくて、これは判こがないじゃないかといつて何べんも行かなければいけないところでしよう。そのような重要な手續を行なわずしてそれをやる

というのはもう默認の形でやった、このようにしか私は思わない。建設省は一体その事実をつかんだのは最近つかんだですか、どうでしょか。

○鶴海政府委員 建設省がその話を承知いたしましたのは先生のこの前御質問があつた前の日でござります。

先ほどの担保権の問題でございますけれども、交換する以上は担保権を消滅させた上で交換する

ということは当然のことだらうと思います。現に担保に入つておりますが、この請願工事を承認した段階において判断すべきでなくして、現実に交換の手続を要する段階において担保権を消滅させという必要があらうかと思います。現在鋭意その方法を進めておるわけございます。

○北側委員 そうしますと、建設省のほうはこのたびの事件につきましては私のほうから質問があつて初めてわかったということですね。そうしま

すと、この問題につきましては、管理しておりますと、大坂府、これに全責任がある、そのように言われるわけですか。

○鶴海政府委員 この府道の管理の問題でござりますから、第一次的には大阪府に責任があらうかと思います。

○北側委員 府道だけじゃないのですよ。府道にかかるおどりのほうは国有地の半分以上ですよ。府道にかかるおどりのほうは国有地の半分以上です。

○鶴海政府委員 建設省が調べましたところによりますと、当該土地に二十八筆の内務省用地がござります。これはいざれも道路の改築の際買収したものでございまして、すべてが道路敷でござい

ます。私のほうも持つておりますけれども、お手元の公図につきましてはこれは実測によらずにくられたものでございまして、位置、形状等につ

ましましては正確を欠く面があらうかと思いま

す。現地について当たりました結果はいずれも道路敷でございます。二十八筆全部が交換の対象になるのじやなくて、そのうちの二十筆は依然として府道敷で残るわけでございます。そのうち八筆が交換の対象になるということでございます。

○北側委員 その残る部分は現在どうなつております。

○鶴海政府委員 残る部分は現在府道として使われておるわけでございます。

○北側委員 そうすると、いわゆる交換された場所ですね、これは全部現在府道で残っているか、またPL教団が府道にしたかどうかですか。そ

れ以外に残つておりますか。

○鶴海政府委員 内務省用地で二十八筆あります

が、そのうち二十筆は引き続き府道として使う土地でございます。八筆が旧道として廃道になる性質のものでございます。それからPL教団が十九

筆道路敷として持つておりますが、この十九筆と内務省用地のうちの八筆が交換になるということになります。

○北側委員 先ほど官房長の答弁によりますと、

法務省の富田林出張所にあるところの地番と地籍、これは間違いである、このようになるわけであります。私は向こうの地図をそのまま写してきた。そ

うすると、この新堂、新家、その横にもこうやつてあるわけです。これは現在府道です。この前交換した府道はこうついておるわけです。奥のほう

にもこういうあれがあるわけです。おそらくこ

ちらは国道になつておるでしょ。これなどは池の横など国道が走る道理はない。そのようなわゆる法務省のあれは間違いだとすると、法務省にも

問題があると私は思う。あなたの答弁によるとみんなそのようになつておる。こういう答弁には受け取れない。そうするとこれはでたらめかといふことです。

○鶴海政府委員 私が申し上げましたのは、地番の数字が間違つておるということではなくて、そ

の地番の土地の表示につきまして位置、形状等につきまして実測によらないものでありますから正

確ではないということを申し上げておるわけであります。

○北側委員 この前私が質問したときに、あの敷地の中の里道、水路はつぶされて、そして手続がまだ行なわれず、ゴルフ場として営業を開始しております。

○北側委員 そのままでは道路敷として買収した土地でございましょうけれども、われわれが調査した

限りにおきましては道路敷として買収した土地でございません。

○北側委員 いままで行なわれず、P.L.教団が府道敷にたどり着いたからどうします。あなた

もまた同じです。今回もやはり、交換したといふ

ながら道路の整備をするつけましてP.L.が大阪府知事に對して道路の工事の申請を出した。そ

してその申請許可がきたということは、私も調べた結果聞いております。そして申請が三十四年十一月十二日にされ、三十五年五月五日に申請

の許可がおりた、これはわかつております。これ

は建設省の行政財産になつております。三十六年

にすでにあそこらは工事しております。行つて話

を聞くと、交換したといわれていますが、譲本を見ますと、その譲本には国有地で残つておる。

なぜ残つておるかといふと、事実は交換されてしまうが、いわゆる銀行の担保に入つておる、だから

その手續がおくれておる。こんなばかなことといふのはどこに行つてもございません。国有地といふのは国民の財産です。道路だけじゃないので

す、これはあまりにもひど過ぎると思ひます。昭和三十六年に交換したときに、大阪府は建設省に

対して何ら話はなかつたのでしょうか。

○鶴海政府委員 これは建設省所管の普通財産でありますと、大坂府に無償で貸し付けておるわけ

であります。この土地の管理につきましては府

知事に委任しております。府知事において处置す

るわけでございますが、先ほども申し上げました

ように事実上交換のようになつております。府

知事がおどりをつけておられるでしょ。これなどは池の

横など国道が走る道理はない。そのようなわゆる法務省のあれは間違いだとすると、法務省にも

○北側委員 この法務省の富田林出張所の地図

が府道敷になつてない、全部土地譲本をとつたの

だから現に国有地があつたらどうします。あなた

は責任をとりますか。

○鶴海政府委員 調査してみなければわからぬ話でございましょうけれども、われわれが調査した

限りにおきましては道路敷として買収した土地でございません。

○北側委員 お手元にお持ちの公図といわれておる画面でござりますけれども、それの正確さにつきましては、建設省としては責任を持つてお

るわけではございません。この正確さあるいはどの程度信頼できるものかとそういうことにつきましては、法務省からもお見えになつておりますし、そ

のほうからお答えいただくのがいいかと思いま

す。

は、明治時代にできた地図です。大阪府が土地を買つ前にできた地図ですよ。この問題について、法務省の人はどういう見解でございますか。

○住吉説明員 お答えいたします。

いま先生御指摘の公園でございますが、これは従前税務署が地租、家屋税を徵収しております際に、地租で申し上げますと、土地台帳の付属地図ということになっております。これは税務署によりまして必ずしもその制度は統一がとれておりませんけれども、地租の対象としてあまり価値のない土地といえば語弊がございますが、たとえば山林とか荒蕪地、原野、こうじょうところは当時の画面では必ずしも正確には出でおりません。極端な事例でございますが、たとえば中国地方の山間部の公園、これはだんご園とかあるいは談合園とか申しまして、フリー・ハンドでかかれた画面というような形で残っている事例もございます。いま御指摘の富田林の登記所の公園の精度がどうであるかということにして、私どもは確信は持てませんが、おそらく客観的な事実とそこする画面もあり得るのではないかと思っております。

○北側委員 いずれにいたしましても、この前の分につきましても、これは手続が遅になつております、このようにあなたは答弁されたわけですね。今までの分も、手續がおくれておるといいましても、これは六年間。しかも担保に入っているものを実上交換されておった。しかも六年間、いまだに国有地としてそのまま台帳に残つておる。このようないふことは正しいのですか、悪いのですか。どちらですか。

○鶴海政府委員 六年間も手續が遅延するということは、明らかに怠慢でありますし、府のほうの怠慢であると思うのですが、これにつきまして、現段階では一刻も早く手續を完了するように進めさせております。近く抵当権の抹消の同意も得られる見込みになつております。交換の手續もできることになりますので、若干手間がかかる地自体の手續もありますので、若干手間がかかると思ひますけれども、八月には登記も完了できる

見込みというような報告を得ておるような次第でございます。できるだけ促進をはかりたいと思つております。

○北側委員 この問題につきましては、時間の関係もありますので、これでやめますが、やはりこう

いう国有地はこういう問題がありますと、どうしても国民の目はそれに移つていくわけです。これからこのようなものにつきましては、もつとがつかりやつてもらいたいですね。これはもちろん大

阪府の責任かもわからぬ。

それにして、やはり手は年間に打てるはずです。会計検査院が

院でも、聞くところによりますと、会計検査院が

行つた、建設省はこの問題はできるだけ内々に済

ませんともらいたい、このようなことを言つたとか

いう話を私は聞いております。これは人のうわさ

ですから、私はそんなことをここで取り上げませ

ん。しかし、事実このような問題が明らかにされ

て、このたびは四千坪、一万五千平米、これは大

きなばく大な土地です。しかも両方で手續がお

れています。役所の仕事としてはこんな怠慢な仕事

はありません。判こ一つなくもうさく言つて、判こをとりに帰らす、このような役所にこの

ような大きな問題、このようなミスがあるとい

うことは私は信じられない。何かそこに裏があるの

ではないかと疑いたくなる。あなたは笑つておら

れるが、こちらは真剣なんですよ。笑うべき問題

と違うじゃないですか。(発言する者あり)にやに

やする問題と違いますよ。これは何千坪という土

地が不法占拠されて、手續があとになります、そ

んなばかな答弁がありますか。(発言する者あり)

これは建設省の財産ですよ。何が一体悪いのですか。

○森下委員長 北側君に御注意申し上げます。

私は真剣なんですよ。ですから、このことをお願

いしておきます。

○鶴海政府委員 御趣旨を体しまして、道路法の管理につきましては万全を期したいと思います。

○森下委員長 官房長は大蔵委員会に出席するため御退席願います。

質疑を継続していただきます。

○北側委員 では次に、時間もありませんので、

簡単でありますと、保全区域の整備、このことに

ついて質問申し上げたいと思います。

この問題につきましては先ほど最初に申し上げましたとおり、この保全区域の整備は非常に早急

を要すると思うのです。ところが予算額を見ます

と非常に少ない。このような金額で一体何をする

のかというような感を私は受けるわけです。大体

このたびの保全を目的とするところの区域及びど

のような事業をなすのかということについて少し

お尋ねしたいのです。

○上田政府委員 お答え申し上げます。

この保全区域でございますが、近畿圏におきま

しては、全体の区域の大体一三万ばかりのものが

保全区域になつてゐるわけでございます。このう

ちで、いま先生が御指摘になりました近郊の緑地

の部分でござりますが、この部分がまたそれの七

分の一定程度のものでございます。そのようなもの

を大体考えているわけでございます。

予算が非常に少ないのではないかということでお

ざいますが、これは、この法律を通していただき

ます。それから、保全区域といふものはきまつ

ておりますが、その中で近郊緑地あるいは特別区

域、こういうものをきめまして、そうしてその特

別区域に対しましていろいろな制約がかかってい

くわけでございます。したがいまして、その特別

区域は、特に都市計画の施設としてきめていただ

くことになりますので、都市計画の委員会にかけ

なくちやいけない、そういうような手續がござい

ますので、十二月ごろになるのはなからうか、

そういうことでございますので、今年度は当初で

ございましたのでさしあたつて二億事業費にいた

しました三億ということを考えたわけでございま

す。

○北側委員 近畿圏整備本部の業務について、最

終目標年月日はきまつておるわけです。これに向

かってこれからますますこの事業は複雑化され

いくのではないか。そういう点から考えまして、

現在の人員ではたしてやつていいのかどうか。

このままいきますと、完全な近畿圏整

備は目標の年月日がきまつておるわけですから、

それに対してできるかどうかという危険、また予

算の配分、そのようなものもいまお聞きしました

とおり、事業費がわずか三億、これではたしてで

るきのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○上田政府委員 まず最初に、この予算の面でご

ざいますが、この三億といいますのは、建設省

のほうにつけて、建設省のほうでやつていただ

く、こういうことになるわけでございます。した

がいまして、その消化は建設省のほうでやつて

いただき、私どものほうはそれを報告を受けて、あ

るいはまた実際の状態をときどき監査いたしま

す。ただ、いま先生が御指摘になりました近郊の緑地

の部分でござりますが、この部分がまたそれの七

分の一定程度のものでございます。そのようなもの

を大体考えているわけでございます。

予算が非常に少ないのではないかということでお

ざいますが、これは、この法律を通していただき

ます。それから、保全区域といふものはきまつ

ておりますが、その中で近郊緑地あるいは特別区

域、こういうものをきめまして、そうしてその特

別区域に対しましていろいろな制約がかかってい

くわけでございます。したがいまして、その特別

区域は、特に都市計画の施設としてきめていただ

くことになりますので、都市計画の委員会にかけ

なくちやいけない、そういうような手續がござい

ますので、十二月ごろになるのはなからうか、

そういうことでございますので、今年度は当初で

ございましたのでさしあたつて二億事業費にいた

しました三億ということを考えたわけでございま

す。

○北側委員 近畿圏整備本部の業務について、最

終目標年月日はきまつておるわけです。これに向

かってこれからますますこの事業は複雑化され

いくのではないか。そういう点から考えまして、

現在の人員ではたしてやつていいのかどうか。

このままいきますと、完全な近畿圏整

備は目標の年月日がきまつておるわけですから、

それに対してできるかどうかという危険、また予

算の配分、そのようなものもいまお聞きしました

とおり、事業費がわずか三億、これではたしてで

るきのかどうか、その辺はどうなんでしょう。

○上田政府委員 まず最初に、この予算の面でご

ざいますが、この三億といいますのは、建設省

のほうにつけて、建設省のほうでやつていただ

く、こういうことになるわけでございます。した

がいまして、その消化は建設省のほうでやつて

いただき、私どものほうはそれを報告を受けて、あ

るいはまた実際の状態をときどき監査いたしま

す。ただ、いま先生が御指摘になりました近郊の緑地

の部分でござりますが、この部分がまたそれの七

分の一定程度のものでございます。そのようなもの

を大体考えているわけでございます。

予算が非常に少ないのではないかということでお

ざいますが、これは、この法律を通していただき

ます。それから、保全区域といふものはきまつ

ておりますが、その中で近郊緑地あるいは特別区

域、こういうものをきめまして、そうしてその特

別区域に対しましていろいろな制約がかかってい

くわけでございます。したがいまして、その特別

区域は、特に都市計画の施設としてきめていただ

くことになりますので、都市計画の委員会にかけ

なくちやいけない、そういうような手續がござい

ますので、十二月ごろになるのはなからうか、

そういうことでございますので、今年度は当初で

ございましたのでさしあたつて二億事業費にいた

しました三億ということを考えたわけでございま

す。

圏が五十一名でございますので、首都圏程度にはいたしたい、こういうふうに考えております。

○北側委員 この問題につきまして関係外なのか

わかりませんが、近畿地方行政連絡会議、この各

地方都市が行政連絡会議を行なつておる、このよ

うに私は思うわけなんですか。聞くところによる

と、連絡会議のほうは、法が実施されてからまだ

一ヶ月も自治省からの通達がなくて、そういう話

し合いがなされていないということを聞いたので

すが、その点どうなのですか。関係外ですからわ

からないかもしないのですが、かよう聞いておるのです。いわゆる、各都市の横の連絡です。

ね。

○上田政府委員 横の連絡につきましては、私どものほうは近畿圏の協議会というものをつくっておりまして、それによってやつておるわけでござります。それから、ときどきその必要のあるときには、私どものほうは企画部長会議、あるいは課長会議、あるいは担当者会議、そういうものを開きまして、横の連絡を保つておるわけでございます。それから審議会には、知事さん、議長さんが全員お入りになつてもらつております。

○北側委員 わかりました。

この問題につきまして、広域都市圏ですね。その開発方向、これは既成市街地を中心とした核を取り巻くところの二重、三重の環状道路というのですが、そのような整備もこれは行なわれなければならぬものと私は思うのです。そういう問題の両方からの開発方式、この点はどうなるのでしょうか。

○上田政府委員 私どものほうは、基本整備計画といふものをきめておりまして、その基本整備計画の中に、そういう環状線といふような根幹となるべき事業については規定をいたしております。○北側委員 現在の法の適用、これを見ますと、たとえば保全の目的となるものは文化財、緑地、観光資源、このようにされておるわけです。これらは古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、これとの関連はどうですかね。

○上田政府委員 私どものほうの保全区域の中には、古都の歴史的風土の関係の部分も入つておりますが、全体を通じまして、そういう歴史的風

士、結局観光の一部に当たるわけでございます。

○北側委員 そうしますと、古都保存法に適用さ

れていないとこの大坂市の難波宮のあと、その

他都市開発区域におけるところの地方の歴史的な

景観の保存、こういうものはどうなんですか。たとえば姫路城、大阪城、この場合はどうなるので

すか。

○上田政府委員 姫路城、大阪城、これはたしか史跡になっておりましたかと思いませんが、とにかく

文化財になっておりました。文化財保護法でその

ものばかりは保護されるわけでござります。そし

て大坂城の周辺といふものは都市公園といいまして、都市計画における公園としてそれを整備す

る。こういうふうに考えております。難波宮趾につきましては、いま大坂市と大坂府とがいろいろ相談をいたしておりますが、これをどういうふう

なことで残すか、文部省のほうに現在話し中であ

るというふうに聞いております。

○北側委員 近郊緑地保全区域及び特別保存区域

の指定について、その内部の行為制限があるわけ

ですね。その指定にあたつて、これはもうよほど

検討しなければならない、そういう地域も出てくるのではないか、このようにも思ひわけなんです。

大体現在想定されるような保全区域の中に入り

う問題が——この緑地保全区域、特別保全区域の

ものでございますが、こういうものはやはり広

域的に考えていかなければいけないというものが

ございます。この法律におきましては府県知事が

計画を立てて、そして内閣総理大臣の承認を受け

るという形になつております。これは近郊整備区

域並びに都市開発区域の建設計画と同じスタイル

をとつております。したがいまして、この知事

さんのお出しになつたものを、私どものほうで

チェックをいたしまして、広域的の観点から見

て、ある程度直していくだいて、そうしてその部

分を直して内閣総理大臣の承認を受けるという形

をとついくというふうに考えております。

○北側委員 これは聞いた話なんですが、近畿圏とえれば六甲山に例をとりますと、その六甲山に土地を持っておる人がどういうふうに困るかという御質問かと思います。

それにつきましては、実は私どもが定めております保全区域というのは、六甲山の急斜面に現在あります。

あります樹林地というものを考えておるわけでござります。その樹林地につきまして、ふもとのほ

うからだんだんと荒らされてくるということになります。

それで住宅地の進出を防いでいくという考え方で、特別区域というものをきめていきたい、あるいは

きめてもらいたい。それから近郊緑地の保全区域

はそういう点できめていって、そうして特別保全

区域については建設省のほうでそういうよな趣

旨で定めてもらいたい、こういうふうに考えてお

ります。

○北側委員 保全区域、ここには観光道路の整備

というよなものが古都保存法、これに関連して

非常に必要だと思うのです。この場合広域行政に

よつたところの府県の区分、このよなものが道

路開発について、府県がやはり同じよな広域行

政の立場からやっていかなければ一貫したもののが将来できてこない。このようにも思ひますが、そ

の点どのように考えておられるのですか。

○上田政府委員 このただいまの観光道路のよう

なものでございますが、こういうものはやはり広

域的に考えていかなければいけないというものが

ございます。この法律におきましては府県知事が

計画を立てて、そして内閣総理大臣の承認を受け

るという形になつております。これは近郊整備区

域並びに都市開発区域の建設計画と同じスタイル

をとつております。したがいまして、この知事

さんのお出しになつたものを、私どものほうで

チェックをいたしまして、広域的の観点から見

て、ある程度直していくだいて、そうしてその部

分を直して内閣総理大臣の承認を受けるという形

をとついくというふうに考えております。

○北側委員 これは聞いた話なんですが、近畿圏

で非常に降雨量が少ない。河川を見ましても、将来の利用水量が現在のままではいかない。これはどうしても琵琶湖の総合開発は必要である

といふうに考えております。これにつきましては建設省が中心になりましていろいろな調査をいたしておりますが、滋賀県全体あるいはそれに関連をして総合的な計画を立てて開発をしていかなければなりません。

○上田政府委員 琵琶湖の総合開発計画を立てて開発をしていかな

いとけないのじゃないか、こういうふうに現在考えております。

○北側委員 時間もまいりましたので私の質問はこれで終わらしていただきますが、ひとつこの問題につきましては近畿圏の発展のためにしっかりと施政を行なつていただきたい、このように思

います。

○北側委員 時間もまいりましたので私の質問はこれで終わらしていただきますが、ひとつこの問題につきましては近畿圏の発展のためにしっかりと施政を行なつていただきたい、このように思

います。

○森下委員長 勝澤芳雄君。

○勝澤委員 私は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案に

関係をいたしまして御質問いたしたいと存じます。

それではこれで終わらしていただきます。

○森下委員長 勝澤芳雄君。

○勝澤委員 私は、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案に

関係をいたしまして御質問いたしたいと存じます。

最初に、中部圏の開発整備に関する基本的な構

想についてどういうふうにお考えになつているか

という点をお尋ねいたします。

○国宗政府委員 中部圏の開発整備に関する

基本的な構想につきましては、今後関係県、地方

協議会、審議会等、関係各省庁の意見をも徴しま

して基本計画として作成することに相なるわけ

でございますが、立法の趣旨からいたしまして、さ

らにこの中部地方の地域の実態から見まして、そ

の基本的な考え方と申しますのは、現在次のよう

なものと考えます。

すなわち、中部圏は首都圏と近畿圏の中間に位

いたしまして太平洋と日本海に面し、将来わが國

全体の発展に重要な役割を果たすべき大きな国

家の使命を有する地域というべきでござりますの

で、この地域の開発整備は、単に中部圏の繁栄と

福祉をもたらすにとどまらず、わが国経済の発展、国民の福祉の向上に大きな寄与をするものと考えております。したがいまして中部圏開発整備の眼は、太平洋沿岸地帯、中部内陸地帯及び日本海沿岸地帯のように、それぞれ発展の歴史、風土、経済、文化などを異にいたしておりますところを打って一丸といたしまして、経済発展の盛んな太平洋岸、比較的開発のおくれておられます内陸及び北陸を結びつけまして、中部九県の均衡ある発展をかかるとともに、経済開発、社会開発の調和をもはかりまして、豊かで住みよい中部圏づくりということが基本的構想であろうかと考えております。

○勝澤委員 私は、この中部圏の開発整備とい

うのは、首都圏、近畿圏の中にはさまであるが、

この点からいって、やはりこの開発のしかた、整備の方法といふものは、相当変わってくるのではないだろうか、こういうようにも思つてあります。

そこで、基本的な開発整備計画の内容と性格につきましては、さきに申し上げましたとおり、基本計画でもってその方向は決定をされるわ

けでございますが、その内容は、開発整備に関する基本的な構想が一つでございます。第二番目

といつしまして、区域の指定に関しまする方針がござります。第三番目といたしまして、中部圏の開発整備に必要な、根幹となるべき道路、河川、鉄道等の計画を内容といたしておるわけでござい

ます。

○勝澤委員 次に、都市整備区域と都市開発区域の指定の方法、それから開発整備のやり方、こう

いう点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○勝澤委員 私は、この中部圏の開発整備、社会開発の十三条において明示いたしておりますように、すでに産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で該当地域の発展の進度に応じまして都市機能が十分に發揮されますように計画的に基盤整備を行なう必要がある区域を指定するわけでございます。

○勝澤委員 保全区域につきましては、首都圏、近畿圏の基本的な方針とおおむね一致いたし

ておるわけでございますが、首都圏におきましては無秩序な市街化の防止をはかり、あるいは無秩

序な拡大、過密の防止等に重点がございますが、

中部につきましてはレクリエーションというものを含めまして、都市の無計画なる膨張の防止の

もしくは開発いたしまして、文化財を保存する必

要がある区域を指定することといたしております。

○勝澤委員 都市整備区域なりあるいは都市開発区域、こういうよしなものと、公害対策の問題、あるいは流通

地の造成、公害対策あるいは流通業務施設の設置等は、それぞれの区域におきます重要な課題の一

つでございます。

○勝澤委員 保全区域の指定をされた場合の特定行為の規制だとかあるいは土地の買い入れ、こう

い問題についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○勝澤委員 保全区域の整備の基本的な考え方なりなりとしておきますが、それは将来新たな立法をもたらすものでございまして、これをまず成立させして解決いたしたいと考えるわけでございます。

○勝澤委員 本法に基づきまして都市整備区域、開発区域及び保全区域の整備の基本的な考え方なりなり手続を要求するものでございまして、これをまず成立させしておきますから、特に作業を進められ

るは保全の問題につきましても、もうもろ出でるわけでありますから、実際に中部圏開発、整備という効果があらわれるようになりたいと存じます。

○勝澤委員 その中でいま特にいわれておりますのは、この

中部圏開発で、これは近畿圏でも首都圏でも同じ

に、首都圏と近畿圏と、中部圏は、大きい方針においてはおおむね一致いたしておりますが、その詳細にわたりましては若干の相違と特色を持つておるわけでございます。したがいまして、中部圏におきましては、中部圏の特質に従つたところ設置等を基本的な方針に採用いたさなければならぬものでございます。

○勝澤委員 そのうち、都市整備区域につきましては、法律の十三条においても明示いたしておりますように、すでに産業の開発の程度が高く、さらに経済の発展が予想される地域で該当地域の発展の進度に応じまして都市機能が十分に發揮されますように計画的に基盤整備を行なう必要がある区域を指定するわけでございます。

○勝澤委員 保全区域につきましては、首都圏における事情と若干異にした趣旨をもちまして、工業のみならず住宅その他公共施設との調和をはかりた立法を次の通常国会にお願いしたいと考える次第でございます。

○勝澤委員 次に、保全区域の指定の更新と保全整備のやり方、これはどういうふうにおやりになるのですか。

○勝澤委員 保全区域につきましては、首都圏、近畿圏の基本的な方針とおおむね一致いたしましたのであります。しかし、現にいま進行中でございまして、地方協議会の原案を九県の知事が相談いたしまして、地方協議会の審議を経て内閣に提出することに相なっております関係上、それの第三回目の協議会が来たる十七日に予定されております。そういたしまして、この十一月を目標にいたしまして地方から原案が提出されることを私ども期待いたしております。それを受けまして、政府関係部内の調整、中央における審議会の意見等を踏ましましてできるだけ早く、明年の六月を目途に基本計画を作成準備中でございま

す。

○勝澤委員 保全区域につきましては、開発区域につきましては、中部圏の均衡ある発

展をはかりますために、工業等の産業都市その他地方の中核都市といたしまして開発整備することを必要とする区域を指定するわけでございます。

○勝澤委員 保全区域につきましては、首都

圏、近畿圏の基本的な方針とおおむね一致いたしましたのであります。しかし、現にいま進行中でございまして、地方協議会の原案を九県の知事が相談いたしまして、地方協議会の審議を

経て内閣に提出することに相なっております関係上、それの第三回目の協議会が来たる十七日に予定されております。そういたしまして、この十一月を目標にいたしまして地方から原案が提出され

ることを私ども期待いたしております。それを受けまして、政府関係部内の調整、中央における審議会の意見等を踏ましましてできるだけ早く、明年の六月を目途に基本計画を作成準備中でございま

す。

○勝澤委員 この中部圏開発整備法自体が議員立

法でできたわけでありまして、これは今日の時代の要請に沿つたものであると思ひますが、とにかく議員立法といいますとその取り扱いといふのは遅延しかつでございます。しかしこの国会にこのよ

うな第二の法律を出してきたというのは、熱意があ

るかがわれると思うわけであります。それでいま言いました基本計画を早急に立て、それに基づ

く実施というものをやつていただきたい。そうし

ないかとあとから手直しするという面がたくさん出

てくるわけであります。最近は都市再開発法にいたしましても、都市計画法にいたしましても、あ

るいは保全の問題につきましても、もうもろ出で

るわけでありますから、特に作業を進められ

て、実際に中部圏開発、整備という効果があらわ

れるようになりたいと存じます。

○勝澤委員 その中でいま特にいわれておりますのは、この

中部圏開発で、これは近畿圏でも首都圏でも同じ

に社会開発と経済開発の調和を要求されておりますが、非常に大事な重点の一つでございます。

○勝澤委員 そこで、この基本開発の整備計画の計画期間というのはどの程度お考えになつておりますか。

○勝澤委員 それで、この基本開発の整備計画の立法を次の通常国会以後においてお願ひしなければ、それらの法律に基づいて計画を作成する

ことにいたします。

○勝澤委員 工業団地につきましては、将来新たな立法を必要

するわけであります。それも、この基本開発の整備計画の計画期間というのほどの程度お考えになつております。

○勝澤委員 す以上、非常に大事な重点の一つでございます。

○勝澤委員 そこで、この基本開発の整備計画の立法を次の通常国会以後においてお願ひしなければ、それらの法律に基づいて計画を作成する

ことになります。



協議会においても引き続き促進することを決議されておりますので、関係各省、特に建設省の関係が多うございますが、道路、鉄道、港湾の関係でございますが、それらにつきましては、それぞれの省におきまして促進方を考慮していただいてるところでございます。一口に申しますと、何しろ非常に長期を要する計画でございますので、たとえば東北、北陸を結びます自動車道につきましては基本調査の段階でございますが、それらにつきましても、おおむね同様四十三年において促進の方法を講じていただいている次第でございます。

○塚本委員 これから手をつけなければならぬものあるいはもう一押しで完成するもの、幾つかの要望が盛り込んでございます。ここで私申し上げてみたいことは、首都圏の場合と、もうどうにもならないなって、そうして対策を練る、言ってみますするならば、建設省のおやりになるいままでの立場は、そういうふうな現状をいかにして打開するかということが中心であったと思うわけでございます。その点今度の中部圏の場合は、現状そんなにどうにもならないという状態ではなくして、これから理想像をここに描いてみると、そうしてそれを実現するなら、建設省との関係におきまして、まだやらなければならぬことが先にあるのだ、こういう形に扱われがちと思うわけでございます。したがってそういうことに対する認識を大蔵省のほうにどのように植えつけてあるか、この点、対大蔵省との関係についてのいわゆる折衝の一端をお聞かせいただきたいと思います。

○國務政府委員 御指摘のように、過密になつてからあるいはどうにも処置がむずかしくなつてからでなく、未然に整備の計画を立てまして開発いたしましたのが中部圏の特色でございます。したがいまして、いま御指摘の理想図をかいて、そして着工順序はあるということにならなかっための一つの措置といったしまして、さきに御指摘の

十八項目につきましては、建設大臣、運輸大臣のみならず大蔵大臣のほうにも一応協議会のほうから推進いたしておるところでございます。

なお、首都圏のように云々とおっしゃいましたが、基本計画をつくりまして、それに従つて建設

計画をつくり、すべての事業が具体化するのは、さきにも申しました来年の六月に相なりますものですから、それを待たずしてやります関係上、主として交通関係について御指摘のような措置で強

力に進められておるところでございます。

○塚本委員 本部長がおいでになったので、基本的な問題についてお尋ねしたいと思います。

いまもちょっと御質問申し上げておったのでございましたけれども、首都圏や近畿圏と違います

て、中部圏の場合はいましあつて困つてはおらない。しかし将来日本が発展するであろう地域

から考えるならば、よくいわれている白いキャンバスの上に理想国をかいてみる、そしてそれを実

現するという、ここに中部圏に対する大きな課題

があるうかと思つております。したがいまして、従来までの建設省の立場でございますと、災害に

対する、あるいは直接国民生活に対する、どうにも

ならないかと思つておつたと思うわけでございます。これは敗戦後の日本のあり方からしていたし方ない

ところか、こんないわゆる病状を診断してそれに対する処置を講じなければならぬということに追つ

かけ回されておつたと思うわけでございます。こ

れは、現在あるものを理想的にどう組み立ててお

おると申さなければならぬと思うわけでございま

す。したがいましてそういう取り組み方で進んでいただき得るかどうか、その気が見えについてお

聞きしたいと思います。

〔廣瀬(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○西村国務大臣 前からのお話を承りませんから

ちょっとわかりませんが、どういう齊間になりますか、中部圏としてたとえば北海道開発庁のよう

に各省の予算を持つておらなければ何ぼ一生懸命

やつたつて何にもできないんじゃないかというよ

うな御質問のようにも受け取れますし、いまの組織のままでいろいろ考えはあるのです。実際考え

はありますし、本部長としてやれることはあま

りやれないのですね。勧告はできるわけです。た

とえば運輸省で中央線をこうせい、こうせんや中

部圏として困るのだ、こういう場合には運輸大臣

に勧告はできます、中部圏の本部長としてはだ

けれども、予算は運輸省が持つておるわけですね。

計画はできるのです。けれども権限が勧告の

権限なんですね。私は率直に言いまして、何かそ

の権限をもう少し強化すると申しますか、あるいは

やり方を変えると申しますか、中部圏の発展の

ためには尽くしたいといふことは本部長ですから

考えておるわけです。建設行政につきましては、

私は建設大臣で兼務しておりますから中部圏のた

めに尽くすことはできるとして、ほかの省に関する限りの行政はなかなかそこに歯がゆさがあるわ

けですね。質問がそんなことであったのかどうな

のかよくわかりませんけれども、また聞きました

お答えいたしました。

○西村国務大臣 これは見ました。見ましたところではなくて非常に研究しておるのです。そして

ごく最近も桑原知事がわざわざやってきました。

また詳しく聞きました。いずれも重要な問題であります。したがいまして私としては、本部長とし

てできるだけ力を尽くしてやりたいと思います。

御説のように東京、大阪というようなところと

は違いますので、やはりいまのうちに整備された

条件を持つておる——東京ですと五十キロ圏内と

いえばどうにもなりませんけれども、各古屋で五

十キロ圏内という、いまからやればばな都

市ができるわけであります。したがいましてこう

いう要望については私どもはたいへん熱意を持つておる。熱意を持つておるけれども、建設省のことは別として、各省に関することは各省大臣に勧告する。お願いをするしか手がない、こういうことでございますから、熱意を持って大いにやることで十分これは要求をいたしておるところでございます。

○塚本委員 大臣があまり正直におっしゃるものだからこちらがどぎまきしてしまうのだけれども、私も政治家といいますものは、言つてみれば理想というものを常に描いておりまして、そして理想をぶつけてそれを事務屋さんに消化していくだく、こういうくせがついておるので、一つ一つの点についてやはり難点もあるでしょう。私は思つております。これも具体化の方向を見出す程度になるのではなかろうかと思ひますが、それは何と言いましても、中部が北と南をいかに結ぶのか、この問題が最も大きな問題があると私は思つております。これも具体化の方向を見出す程度になるのではなかろうかと思ひますが、それは何と言いましても、中部が北と南をいかに結ぶのか、この問題が最も大きな問題。私は愛知におりますけれども、全く北陸の実情というものを知らないという状態でございます。東京から東西にはしょっちゅう交流があるわけでございます。ところが、南北には交通網が御承知のような状態でござりますから、もう全く未開の分野、おそらく東京よりも何十倍か遠いところ、いわゆる太平洋岸の人は北陸部に対してもそんなイメージしかございません。そうすると、いかに南北を結ぶか、このことが実は中部の開発の第一のポイントではなかろうかというふうに私は思つておけでございます。

それからもう一つ、第二のポイントは、中部山岳をいかに開くのか、この二つの問題。まずこの中部圏を具体的にするための事務的な問題については、いまここで申し上げる時間もございませんし、またそれほど研究もいたしておりませんが、中部圏が一つとしてこれを開発するといふときには、やはや東京や大阪の弊におらいならない、」のことを考えるときには、第一には南と

北をいかにつなぐかということ。それからまん中の中部の山岳をいかに切り開くか。この二つについての具体的な問題といふものが事務的には進められておるわけです。しかし、その事務的な問題だけでおたしていいであろうか。先ほど私は次官にもうちょっとお聞きしたのでございますけれども、どうにもならぬという状態になってからではなくして、これから理想的なものとするために、南北を大胆に結ぶような着想というものが実は考えられておりはしないか。あるいはまた、中部を具体的に開くための具体的なそういう問題を徐々に――まだ予算とか計画まではいつておりませんけれども、こういうふうに想定しておるのだというようないふうに思うわけでございます。

○西村国務大臣 中部圏としてのいまの最重点の仕事といえば、いま申しましたように、裏日本と南のほうとを中心を結ぶこと。その結ぶことは、道路も鉄道もあります。鉄道なんか、高山線といふのは最もおくれておる一つです。しかし道路でござりますから、もう全く未開の分野、おそらく東京よりも何十倍か遠いところ、いわゆる太平洋岸の人は北陸部に対してはそんなイメージしかございません。そうすると、いかに南北を結ぶか、このことが実は中部の開発の第一のポイントではなかろうかといふふうに私は思つておけでございます。そのときの政治家のイメージは何であったかといいますと、いわゆる中部山岳地帯はスイスという国をつくるのだということを政治家の合意などによつて、あの激突した中におきました。満場一致で中央道が可決せられたわけでございます。幸いにもその中央道がいま具体的に進められつつあるわけでございます。そこで、大きな網として中部圏といふのがかぶせられた。大臣はその本部長におなりになつたわけでございます。おける未開の地をもう少し有効に使う。それが観光地であるにせよあるいは他の地域であるにせよ、有効に開発しなければならぬ。これがやはりないわけでございます。そうすると、いかに南北を結ぶか、このことが実は中部の開発の第一のポイントではなかろうかといふふうに私は思つておるわけでございます。

○塚本委員 交通の問題は運輸大臣の関係になるから、建設大臣としては勧告しかないと思つてしまふかもしませんが、御承知の、いわゆる関西以西の災害に対して、この中部地方はそんなに被害を実現することだ、かようと考えておるものでございます。

○塚本委員 交通の問題は運輸大臣の関係になること、満場一致議決せられたことを思い出すわけでございます。いまようやくここに各省の事務的な問題を持ち寄つての中部圏ができるよといつた法律が、東海道案よりも一日前に、中部の中央道のほうがこんなに希望されているのだといふことで、満場一致議決せられたことを思い出しますけれども、どういうふうに考えておるものだといふ見解を示すという点においては、あくまで東のよろい、あるいは阪神のよろいだといふ、そこに政治家の夢が託されて、あのよろい、二十年先という計画のもとにいくつており、二十年先という計画のもとにいくつてあります。しかし、中部に関する限りは、こういったことを前提にしていると思うわけでございます。どうにもならなくなつたことに對しては、たとえば災害でございますと、被害が大きければ大きいほど各省の予算はとつていただき得るわけでございます。そういう追っかけの、うしろから追つかけた仕事を建設省はなさつてこられた。これはもう予算上やむを得ないことであるうと思つております。しかし、中部に関する限りは、こういったことではなくて、先ほどから申し上げておりますとおり、二十年先という計画のもとにいくつてあります。しかし、中部に関する限りは、こういったことではなくとも、先ほどから申し上げておりますとおり、二十年先という計画のもとにいくつてあります。しかし、中部に関する限りは、こういったことではなくとも、先ほどから申し上げておりますとおり、二十年先という計画のもとにいくつてあります。

○塚本委員 もう時間がきたそうでございますから、一言だけ区切りをつけてしまりたいと思っておりますが、最初に申し上げましたように、この地域はあくまで先行的な投資を必要とするということを前提にしていると思うわけでございます。どうにもならなくなつたことに對しては、たとえば災害でございますと、被害が大きければ大きいほど各省の予算はとつていただき得るわけでございます。しかし、中部に関する限りは、こういったことを前提にしていると思うわけでございます。どうにもならなくなつたことに對しては、たとえば災害でございますと、被害が大きければ大きいほど各省の予算はとつていただき得るわけでございます。しかし、中部に関する限りは、こういったことを前提にしていると思うわけでございます。どうにもならなくなつたことに對しては、たとえば災害でございますと、被害が大きければ大きいほど各省の予算はとつていただき得るわけでございます。しかし、中部に関する限りは、こういったことを前提にしていると思うわけでございます。

ついては大臣のほうから御答弁をいただきましたが、そのほか要約的に、いわゆる具体的、先行的に投資をしなければならぬ。これから地方計画が出てくることだと思います。そのとき、これは無理だ、これは無理だというような——確かに当面としては必要のないことがたくさん出て来ると思っています。しかし必要なときにやつてこそ投資効果といふものがしばらくあがつまいると私は申し上げたいわけでございます。あとからあとからまいりますから、土地収用の問題一つにしましても、すべての予算の大半を食つてしまつておるのが建設行政の実態ではないか。いまは困つておらないけれども先行的に投資する。二十年先のすべての地方計画がこれから各県ごとにでき上がってまいることだろうと思つておりますが、それを受けられるとき、常に二十年先を想定しての計画なんだから、したがつてそれを受け入れていただかなければ、それを、これは運輸省が文句を言う、これは何々省がまだ、通産省がこゝで言つたというようなことを言われたら、もはや出発において中部圏といふものの意義がなくなつてしまふと思うわけでございます。それはしょせん、ふん詰まりの首都圏を解決すると同じ轍を踏まなければならぬ形になつてしまふと思うのであります。したがいまして、中部圏からこれから出されてしまうと思つたところが、二十年先でございますからそういふことがすべての問題になつてしまふと思うのです。そのときこれを大きくくるんで本部長が各省に火の玉となつて当たつていただいて、解決をしていただくということでなければ、地方はその熱意を失つてしまふと思うわけでございます。このことに対する本部長の決意を承つて、私の質問を終わらうと思います。

○西村國務大臣 御趣旨の点は十分わかりました

た私いたしましたように十分やりたい、かよう

に考えております。

○森下委員長 岡本隆一君。

近畿圏は御承知のように、こと

に和歌山、京都あるいは奈良というところは台風の常襲地帯でございまして、今度も兵庫県に大きな災害が出ております。またけさのテレビによりて、まず災害の対策から大臣にお伺いいたしたい

と思ひます。

昨年山梨県で大災害がございました。一昨年は

たしか山陰にあつたと思います。ことしはかなり広範な災害が西日本に発生いたしておりますが、しかしここ二、三年の災害は從前との性格が非常に変わってきているということが言つられておりま

す。そこでその災害の変わってきたのは、どう

いふうに従来と変わってきておるか。そこでも

た政府はそれほど対処しようとしておられる

か、こういうふうな点についてまず建設大臣の御見解を承りたいと思います。

○西村國務大臣 災害は、ずっと前のこととは別といたしまして、四十年、四十一年の災害等を見ますと、また今回の河川の災害等を見ましても、都

市周辺の中小河川による災害と、いわゆる急傾斜

と申しますが、かけくずれと申しますが、そ

れでまいります地方計画といいますのは、ちよつ

と理想的過ぎるじゃないか、オーバーじやない

か、二十年先でございますからそういふことがす

べての問題になつてしまふと思うのです。そ

のときこれを大きくくるんで本部長が各省に火

の玉となつて当たつていただいて、解決をしてい

ただくということでなければ、地方はその熱意を失つてしまふと思うわけでございます。このことに対する本部長の決意を承つて、私の質問を終わらうと思います。

○西村國務大臣 御趣旨の点は十分わかりました

た私いたしましたように十分やりたい、かよう

に考えております。

○森下委員長 岡本隆一君。

近畿圏は御承知のように、こと

に和歌山、京都あるいは奈良というところは台風の常襲地帯でございまして、今度も兵庫県に大き

な災害が出ております。またけさのテレビにより

て、まず災害の対策から大臣にお伺いいたしたい

と思ひます。

昨年山梨県で大災害がございました。一昨年は

たしか山陰にあつたと思います。ことしはかなり

広範な災害が西日本に発生いたしておりますが、

しかしここ二、三年の災害は從前との性格が非

常に変わってきているということが言つられておりま

す。そこでその災害の変わってきたのは、どう

いふうに従来と変わってきておるか。そこでも

た政府はそれほど対処しようとしておられる

か、こういうふうな点についてまず建設大臣の御見解を承りたいと思います。

○西村國務大臣 災害がいわゆる大洪水という形

から土砂くずれ、あるいはまた大きな河川から中

小河川、こういう形で災害の形が変わってきました。

それに伴つてきのうの毎日新聞は、総理が重点を

中小河川に置きたい、こういうふうなことを方針

として出されたというふうなことが報道されてお

りました。あるいはまた昨日の朝日新聞でござい

ますが、建設大臣は、四十年度に発足したその当

時の治水五十年計画をことしで打ち切つて、来年

から新治水五十年計画を発足させる、こういう方

針を明らかにされたということが報道されておりま

す。そして八千五百億の治水計画の事業量を新

たにうんと増加するということでもって、それに

都市河川対策と洪水調節のためのダム建設との両

方をうんと促進するんだ、こういうことが報道さ

れておりますが、建設大臣としては、それじゃそ

の事業量をどのくらいの程度にまでやりたいと

申しますが、かけくずれと申しますが、そ

れでござりますが、建設大臣としては、それじゃそ

の内水で困つて、中小河川等は非常にばく大な

けれども、中小河川は非常に金がかかる。につけ

中小河川はいまやつております。やつております

が、これを大々的に取り上げるというと、岡本さ

までも御承知のよう、一口に中小河川と言います

が、これが大々的に取り上げるといふと、岡本さ

点を置きかえるといふうな考え方でいいのかどうかということなんですね。大河川中心主義から中小河川へ重点を移すということになつてしまいますが、いままでの五ヵ年計画の予算の進め方、伊勢湾台風であるとか、ああいう超大型の台風がやつてしまひましたときには、まだまだ日本の中はもろい。伊勢湾台風であるとか、第二室戸というような大台風に対するところの、たとえば大阪、東京の高潮対策であるとか、もしもあのとき伊勢湾台風によつて名古屋に来たり、あるいはまた第二室戸によつて大阪に来ましたような高潮が東京湾にやつてしまひましたら、現在の東京の防潮施設では、とてもこれは防ぎ切れるものではないと思うのです。だからそういう意味では、ああいう大台風に備えるところの守りはさらに堅固していかなければならぬが、従来中小河川であるとか、あるいは土砂くずれ、さらにはまた奥地になつてしまりますと、砂防でございます。砂防というものが軽視されておつて、大河川ばかりに目を移して——それは非常にはでに見えますから、同じ治水投資をいたしましても、大河川は非常にはでに見えます。ダムははでに見えます。そういうはでなことにはどんどん投資しておつて、じみな中小河川であるとか、砂防工事、山奥で何をやつているのか——もう何億、何十億、あるいは何百億金をつき込みましても、立山だとか、あるいは日本アルプスの奥地でやつておるような砂防工事は、現にそれで恩恵を受けておるのであるけれども、全然下流の人にもわからぬ。私は一昨年でございましたが、鶴山の砂防工事の現地を見てまいりましたが、なるほど砂防といふものはたいてんなことをやるものんだ、しかしその恩恵を受けておるところの富山の人たちは、一部の人は知つてしまつよう。しかしながらほとんどの人はあのようだ工事によつて富山が守られていますといふことを富山の人も知らない。だから

が、そういうふうな從来軽視されておりました  
の砂防であるとか、あるいは中小河川対策、いま  
は金がかかるて困るとおっしゃる。そのとおりな  
んですね。中小河川の周囲は都市がどんどん発展  
してまいりまして、その都市が発展してきたところ  
がはんらんをしてきているわけです。だからそ  
ういうようなところの河川の拡幅であるとかう  
うなことになつてまいりますと、たいへん用地  
費にお金がかかってしまって、これはいまおつ  
しゃるとおり事業が非常に困難。しかしながら、  
だからといって、それは放置しておけばますます  
ひどくなつていきます。だからどうしてもそれは  
やり遂げていただきながらねならぬということにな  
つてまいりますと、從来の治水計画にさらに大  
幅なかさ上げといいますか、資金、事業量をうん  
と増大をして、日本の災害防止に当たらなければ  
ならぬと思うのでございますが、七月十一日の毎  
日新聞を見ますと、総理は重点を中心小河川に置い  
て——これは報道陣のほうの印象で主觀が相当  
入っているのかもしれません。しかしながらこうう  
いうふうに重点を今までの大河川中心主義から  
中小河川に切りかえるのだ、こういう行き方であ  
りますと、また今度は大はんらんが出てまいります  
す。だからこれは両々相まってやつていかなければ  
ばならぬ、こういうふうに思うのでございます  
が、建設大臣としては、どういう見解をお持ちで  
ござりますか。これはもうやはり何といいます  
か、政府の方針をきめていく一番中心になります  
所管大臣は建設大臣でござりますから、建設大臣  
としての御見解を承つておきたいと思います。  
○西村国務大臣 やはり大河川に計上すべき予算  
を中小河川に持つていくというよな意味には私  
も言つていいつもりでござります。大河川に対  
する改修というのは、いまお話をございましたご  
とく、大台風にはやはり備えなければならぬので  
ござります。從来どおり、また從来にも増して  
やつていかなければならぬ重要な問題がたくさん  
ございます。しかし、ここに新たな問題が社会変

化によって、特に中小河川に問題が起こってきましたので、やはりその問題はプラスして今後いくつもあらわれます。ところが従来たんぽであります。ところが、いわゆる農業用水路でござりますね。その農業用水路のままであって、どんどん宅地開発が行なわれる。ところが、いよいよ水路に流れまいりますから、至るところで、雨が相当量たんぼに灌水されまして、それからまた地下にしみ込んでしまいました。ところが、いまは降った雨は屋根から直通ですぐ水路に流れまいりますから、至るところではんらんを起こすというのが、これは都市周辺全部の通例でございますが、これはやはり都市計画法が今度でできますから――できますからと言いましても、今国会では成立をいたしません。まあ来国会になりますか、来国会もあれだけの大法案でござりますから、成立は相当先になると見えなければならないと思うのですが、そういうことになつてしまりますと、それにいたしましても、とにかくこれは都市排水ですね、都市周辺の排水施設というものを相当急速に進めていかなければ、これは至るところではんらんを起こしておりますし、起こしてまいります。政府としてやはりこういうふうな問題を従来相当なおざりにされておつた。宅地開発が進められるような地域についても、もう先に、先行的にどんどん排水路をやって、そうなつてくれればいいわゆる都市の公共下水道になつてくると思うのでござりますが、そういうふうな施設としての排水施設。同時にまた至るところそういう地域では人工排水が必要になつてしまりますが、そういうふうな施設も足りない、不十分である。宅地化に、つまるところはいたしております。

開発に施設が追いついていない、あるいはために災害がどんどん出ているわけでもない、ということですが、これは都市計画法ができたからといって、もうすぐにそれでは各地域が都市計画によってそれが全部解決されるというようなわけのものでもない。建設省としては都市計画を進める過程の中にもういうふうな年に、都市周辺のすでに発展にこういうふうな年に、都市周辺のすでに発展してしまっている、相当発展してきた市街化された地域、こういう地域の現在浸水の常襲状況をどう解決されますか。やはり相当、いまの中小河川に重点を置くと言われるなどと、それでもって解決すると言われるであろうと思いますが、それならそれで、現在の中小河川に対してどれくらいの事業量、資金量、何倍くらいのものを投入しなければならぬかというふうな大体の目安でもつけておられますかどうありますか、承りたいと思います。

○西村国務大臣 仰せのとおり、とにかく、いまやっと気がついたんです。やっと気がついたといふ言い方は悪いかもしませんが、実は私は先般三多摩の日本住宅公団の宅地の造成を見ました。住宅公団に、川の人が、河川をやる人が一体どうなつておるか、まあこう聞いたわけです。やはり私はどうも納得ができない。そこをあれだけの土地を切り開いてやれば、まさに宅地造成は河川の問題になつてくるです。非常にまあやつてみて、おそらくいまようやく日本住宅公団も気がついて——前から気がついておつたが知りませんが、なかなかたいへんなことになるわけです。もちろん上水道を入れることはともかくとして、この降った雨を、あれだけの宅地造成のところへもう集中的に、局部的に降つたとすればたいへんな水の量になつてくるわけです。したがいまして、そういう点、また宅地造成といつても、この川の問題、水処理の問題、それからまた交通の問題と、関連することが非常に多いでござります。しかしこれらにつきましては徐々に総合性を持つてやらなければならぬと思っております。

それから、一体どれくらい中小河川に金をつき

わかりましようが、大体四十二年度は一般的河川でもって九百二十七カ所かかっておりまます。そのうちでもって、いわゆる中小河川として都市河川、災害河川——その中小河川のうちの特に悪い、気をつけなければならぬもの、つまり改修を促進する河川は三百三十カ所でござります。相当にたくさんな河川、千カ所になんなんとする河川にかかるておりますが、特にひどい三百三十河川にかかるておるわけでありまして、相當にいまこのワクから申しますると中小河川にはやはり力は注いでおるわけでございます。ワクがきまつておりますから、それだけ大河川のほうを痛めつけておるのじやないか、こういうことにもなるかもしれませんけれども、一体どれだけの予算をことしつぎ込んでおるか、将来に向かつてまだ私は計算をいたしておりませんからわかりませんが、四十二年度の予算は局長から説明させます。

見ましても、従来の日雨量を上回った河川というのが相当ござります。しかも多いところでは二倍以上というような日雨量を示しているところもござります。いつも例に引き出しますが、九頭竜川の真名川等におきましては三倍近くの日雨量が出ております。それらの問題を考えてみますと、治水計画を再検討する必要があるというふうに考えるわけでございますが、ただそういう大きな雨に対処するということだが一ぺんにはなかなかできないのでございまして、われわれといいたしましては、計画の検討を行ないまして、安全度を高めるという形で逐次実施していくように努力しております。

○岡本(陸)委員 昨日と一昨日、神戸のほうへ私のほうの党から調査に参りました一行が帰つてしまいまして、けさの国会対策に報告いたしておりましたが、たとえばまあ神戸の場合、昭和十三年に大災害があつた、その当時のお金で三千万円の復旧費をつぎ込んで、それででき上がったなにが大体六割削復旧工事ができた。残り四割まだ未改修のままで残つておつたが、今度災害が起こつておるのはその四割の未改修部分で大災害が出た、こういうふうな報告でございました。そこで神戸市から出ておる意見といたしまして、とにかく無秩序にかけのところへどんどん住宅が建つていくから、だからもう宅地造成の禁止区域をつくればこれは今度近畿圏整備法の中に、いわゆる特別保全区域として、特別緑地保全区域ですかとしてたぶん指定されるでありますようし、またできるだけそういう地域を広範に指定していただきたいよって、まあこういう災害を防ぐことができると思うのですが、しかしながら小規模な開発が至るところ、あちらこちらで進められておる。宅建造である程度の規制を受けてやればやれるというのも、やっぱり危険建築物をどんどんつくっているということになるのですから、やはり

りいまの宅地造成規制法を改正して、もつときびしく、そして小さな宅地開発などということはこれらはもう許さないようになりますというふうなことのほうがむしろいいのではないかと思うのでございますが、それについての大臣の御見解を承ります。

もう一つは、神戸の例でございますが、下水道の使用能力を越えて宅地開発が進められていくので、もう下水道はとても大雨のときは持ち切れないので。だから下水からどんどん吹き出して噴水のように水があふれて出て都市の水害をつくっているというふうなことがあります、これはやはり下水道というものぞういうふうな神戸とか、神戸は古くに下水道ができた。ところがもう細い管に広い範囲の宅地開発された部分がみなつながれておる。雨が降らないときはのみ込めます。しかししながら大きな雨になればのみ込めない。いまの下水道は雨水と下水と共に用でございますね。これはやっぱり雨水だけを別に流すような施設を、そういう地域については考える必要があるのではないかといふうな点でございます。

それからもう一つ、問題として指摘されておりましたが、災害を受けた中に、河川敷を不法占拠をしていた家族が相当含まれておる。あぶないのを承知で河川敷を不法占拠しておる。各都市、神戸もそうであります、京都もそうです、鴨川を不法占拠しておるなにが相當ござります。それで一たん、これは危険だからということ、あるいは川のためにもよくないということ、あるいは美観の問題、いろいろでもって、何といいますか、災害復旧住宅を建てて、いつのときでございましたか、そこへ入れて一たんきれいにしたのです。ところがまたいつの間にか河川敷が不法占拠されておる。いまでは相当戸数がやはり現在鴨川の堤防の上にあります。あるいは中・小河川である紙屋川の河川敷にも相当不法占拠で住宅があるというようなことでございますが、これを一体建設省として、これはもう全国的なものとして、それぞれの地域で、知事なりそれぞれの直接の管理者がやればいい

い、そういうことからもせませんが、そういうことは私はいかぬと思うのですがね。だから全国的に河川敷というものは、そういうふうな不法占拠は絶対許さぬというはつきりした規律をもって管理することが必要であると思うのでござりますが、その三点について大臣からお答えを願いたいと存じます。

○西村國務大臣 第一点でございますが、これは調査官が神戸に行きましたて、今度事故が起つておるところは宅地造成等の規制法の適用指定区域を受けておつたところであるかないかという点、それから、もし受けとつたところで、その造成事業がどうなつておつて、どういうような事故を起こしたのかというようなことを調べてもらいまして、はつきりしたことはまだわかりませんが、今回の事故は適用外のところがだいぶある。それは自然の山くずれだ。一体自然の山くずれつてどうなんだと言いましたら、あそこは花こう岩地帯であつて、自然の風化によつて年々歳々弱くなつておる。そのところに局地的な豪雨があつたものだから、たまたま今まで多くの被災者を神戸で出した二ヵ所はほんとうの自然の山くずれだ、こういう報告でございます。しかし、これに対処するためには、急傾斜地の対策というものが今回新しくできただのでござりまするから、こういう問題につきましては、今後どういうように対処していくか、自然の山くずれというようなものにどう対処していくかということをございます。規制区域をもう少し厳重にしたらどうか。厳重にするという意味は、いまこれの実施は各知事にまかしておるわけであります。したがいまして、さらにこの技術の基準を改正をして強化するかどうかという問題になります。この点につきましては、皆さま方にまた法律の改正で御相談を申し上げなければならぬかと思われますが、目下実情を調査中でございます。

い、そういうことかもしませんが、そういうことでは私はいかぬと思うのですがね。だから全国的に河川敷というものは、そういうふうな不法占拠は絶対許さぬというはつきりした規律をもつて管理することが必要であると思うのでございますが、その三点について大臣からお答えを願いたいと思います。

○西村国務大臣 第一点でござりますが、これは調査官が神戸に行きましたて、今度事故が起つておるところは宅地造成等の規制法の適用指定区域を受けておったところであるかないかという点、それから、もし受けておったところで、その造成事業がどうなつておつて、どういうような事故を起こしたのかというようなことを調べてもらいましたら、はつきりしたことはまだわかりませんが、今回の事故は適用外のところがだいぶある。それは自然の山くずれだ。一体自然の山くずれってどうなんだと言いましたら、あすこは花こう岩地帯であつて、自然の風化によつて年々歳々弱くなつておる。そのところに局地的な豪雨があつたものだから、たまたま今度多くの被災者を神戸で出した二カ所はほんとうの自然の山くずれだ、こういう報告でございます。しかし、これに対処するためには、急傾斜地の対策というものが今回新しくできたのでございまますから、こういう問題につきましては、今後どういうように対処していくか、自然の山くずれというようなものにどう対処していくかということをございます。規制区域をもう少し厳重にしたらどうか。厳重にするという意味は、いまこれの実施は各知事にまかしておるわけであります。したがいまして、さらにこの技術の基準を改正をして強化するかどうかという問題になります。この点につきましては、皆さま方にまた法律の改正で御相談を申し上げなければならぬかと思われますが、目下事情を調査中でござります。

ま下水道をやっていますが、四十五ミリというわけです。ところが今度降った雨が七十ミリでござります。それだから、管一ぱいはかしても四十五ミリしかできませんので、あとは、町がつかるのは当然なことになつておるのでござります。四十ミリなんといふと少ないと少しいじやないか、もう少し雨が降ることはあたりまえぢやないか、こう申しますと、役人の言うには、そういうことをいつて、たまたま何年か、十年か二十年かに一ぺんしか降らない雨を相手にして——それは大きいほどけます。それは百ミリなら百ミリの雨量で設計すればはけるけれども、百ミリの雨といふものは百年に一ぺんか七十年に一ぺんかだ、そういううべーク時を設計の基準にとればばく大な金がかかることと言ふのです。やはり中央線の電車と同じで、ラッシャーのやつを平常にはかすためにはいたいへんなることになるのと同じで、やはりある平均値よりもちょっと上のところでしか設計上とれないと、ああいう特殊な地域について必要じやないかというようにも考えられますから、これは検討してみたいと思います。

河川の不法占拠でございます。これは実際は私

はわかりません。河川の管理ということに他に、やはりほかの社会的問題があるようでござりますので、もしもあつたら、從来の取り上げ方等につきまして河川局長から説明をさせます。

○古賀政府委員 河川の不法占拠が現在多數ござります。熊本市内とかあるいは広島市内とか、あるいは各所にあるわけでございます。たとえば鶴見川の市内とか、河川改修をやる場合に、それらの立地の問題でいつも非常に頭を悩ましております。代執行してやつたところもございます

までは、今度適切な住宅を考え、応急住宅のようでも現実問題がなかなか解決しない。まず土地の問題、それから住宅の問題、それを勘案

して、やはり生活ができるような形を考えなくてはいかぬということで、非常に総合的な調整を要します。それだから、管一ぱいはかしても四十五ミリなんといふと少ないと少しいじやないか、もう少し雨が降ることはあたりまえぢやないか、こう申しますと、役人の言うには、そういうことをいつて、たまたま何年か、十年か二十年かに一ぺんしか降らない雨を相手にして——それは大きいほどけます。それは百ミリなら百ミリの雨量で設計すればはけるけれども、百ミリの雨といふものは百年に一ぺんか七十年に一ぺんかだ、そういううべーク時を設計の基準にとればばく大な金がかかることと言ふのです。やはり中央線の電車と同じで、ラッシャーのやつを平常にはかすためにはいたいへんなることになるのと同じで、やはりある平均値よりもちょっと上のところでしか設計上とれないと、ああいう特殊な地域について必要じやないかというようにも考えられますから、これは検討してみたいと思います。

河川の不法占拠でございます。これは実際は私

はわかりません。河川の管理ということに他に、やはりほかの社会的問題があるようでござりますので、もしもあつたら、從来の取り上げ方等につきまして河川局長から説明をさせます。

○岡本(陸)委員 この河川の不法占拠でございま

すが、私はやはりパトロールが足らぬと思うのですが、いま御提案にもなりました、下水道と電気は供給されるのです。京都なんかでは、不法占拠をしている者に対して水道まで供給しているのです。河川敷の中へ公共施設の水道管が運び込まれている。こういうふうなことでは——これは快適とは言えないまでも、ますますどうにか暮らせますから、そういうところへは政府間で話し合つて、不法占拠をしているような向きには、通産省と話をして電力は供給しない、ガスは供給されなくともプロパンが今日ではございますから、これはやむを得ないかもしませんが、少なくとも水道や電力くらいは供給されない、こういうこと

は、なるほど四十五ミリの雨量で計算してあるものが、百ミリ降つたらとてもみ切れぬ、そのため電気は供給されないといふことです。京都なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相当雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうると

うな都市計画をやつしていくかということについてときには人命が被害をこうむりますし、また不法占拠がじやまになつて洪水の疎通を害するというふうに考える次第でござります。よろしく御指導をお願いします。

○岡本(陸)委員 この河川の不法占拠でございま

すが、私はやはりパトロールが足らぬと思うのですが、いま御提案にもなりました、下水道と電気は供給されるのです。京都なんかでは、不法占拠をしている者に対して水道まで供給しているのです。河川敷の中へ公共施設の水道管が運び込まれている。こういうふうなことでは——これは快適とは言えないまでも、ますますどうにか暮らせますから、そういうところへは政府間で話し合つて、不法占拠をしているような向きには、通産省と話をして電力は供給しない、ガスは供給されなくともプロパンが今日ではございますから、これはやむを得ないかもしませんが、少なくとも水道や電力くらいは供給されない、こういうこと

は、なるほど四十五ミリの雨量で計算してあるものが、百ミリ降つたらとてもみ切れぬ、そのため電気は供給されないといふことです。京都なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうするとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうると

川に出でてくるということになつてしまりますと、不法占拠のとおり格段と努力いたしたいという点もございますので、これらの対策につきましては御指摘のとおり格段と努力いたしたいというふうに考える次第でござります。よろしく御指導をお願いします。

○岡本(陸)委員 この河川の不法占拠でございま

すが、私はやはりパトロールが足らぬと思うのですが、いま御提案にもなりました、下水道と電気は供給されるのです。京都なんかでは、不法占拠をしている者に対して水道まで供給しているのです。河川敷の中へ公共施設の水道管が運び込まれている。こういうふうなことでは——これは快適とは言えないまでも、ますますどうにか暮らせますから、そういうところへは政府間で話し合つて、不法占拠をしているような向きには、通産省と話をして電力は供給しない、ガスは供給されなくともプロパンが今日ではございますから、これはやむを得ないかもしませんが、少なくとも水道や電力くらいは供給されない、こういうこと

が、なるほど四十五ミリの雨量で計算してあるものが、百ミリ降つたらとてもみ切れぬ、そのため電気は供給されないといふことです。京都なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうるとある程度のものは、たとえば京都の下水道なんかでも、下水道の本管へのめいものはひとり鴨川にあふれる自然放水で流しちゃうんですね。だからたとえていえば、相當雨量がある、そうると

うな都市計画をやつしていくかということについてときには人命が被害をこうむりますし、また不法占拠がじやまになつて洪水の疎通を害するというふうに考える次第でござります。よろしく御指導をお願いします。

○西村国務大臣 不法建築に対し、建築基準法はあつてもなかなか守られないわけであります。そのときのきめ手は、いま言いましたように電気をとめたらいいじゃないか、ガスをとめたらいいじゃないか、水をとめたらいいじゃないか、こういうことなのですが、今度非常に不法建築が多くなつて困るというから、やってみたいと思っていろいろ調べたのですが、できないのです。つまり電気事業法によって供給しなければならない、ガス事業法によって供給しなければならない、水道事業法によって供給しなければならない。水道法によって供給しなければならぬといふことに違つておつて、できないのです。そんなばかなことはないじゃないかといつても、判決があるわけではありませんように、不法建築がついて、それに生きてきたようになりますから、それが不法建築であつたら、これは行政上やる以外にないと思います。もう少し法律上も研究してみたいと思います。いま

言いましたように、不法建築があつて、それに生きるわけありますから、私はその点で、今まで

ちょっとと試みてみようと思ったのです、今回の都市計画法の改正につきまして。できないというのです。それは裁判になると負けるというのです。もっとと研究してみたい。ただし、行政上やるといふことは、行政上こちらが電気事業者に話して、そういうところはなるべく送らないようなどいふことは、行政上の措置はできると思いますが、一方裁判で訴えられますと、やはりできないことになるので、これはもう少し検討したいと思います。

それから下水道と雨水処理の問題ですが、これもやはり全部というわけにはいきませんが、私は、特定なところはやはり分離して考へるべきじゃないか、かように思つておりますが、今回の事故等も参考にいたしまして、将来に向かって検討したい、かよう考へております。

○岡本監査委員 いまのたとえば神戸市、これも下水道を太いのに入れ直すとすればたいへんでしょう。そうすると、これはもう開放式の、とにかく別の水路をつくって、大水はそこへのまぜる、地上に降った水はそこへのまぜるというふうなことは当然考へなければならぬと思うのです。だから、これはやはりこれから都市計画のとき、当然ある程度のものは下水にのませるが、地上に降った大水は別に流してやる、そういうものを一緒に考へおかなければこれは十分なものといえないと思いますから、ひとつそういう点について御検討願いたいと思います。

それから、大臣のいまおっしゃいました不法建築物に電気事業法あるいは水道法によつて供給しなければならないのだというお答えでござりますが、これに法律改正したらしいのです。閣議で話し合つて、政府部内でやられるならばやれるんですよ。法律改正しなければいかぬという意味のことと私は言つているのです。それはたとえば、豊中市で、供給をストップするしないで問題になつて委員会で見にいきましたね。そういうことが電気事業法によつて、あるいはガス事業法によつてできないというたてまえになつておるということは知つております。だから私は言うのです。しか

しながら、そういうような不法建築というようなものが現在堂々とまかり通つてゐるといふところに問題があるわけで、これは建築基準法も改正しなければならぬと思うのです。不法建築なんか行政上の措置はできると思いますが、一方裁判で訴えられますと、やはりできないことになるので、これがもう少し検討したいと思います。

それから下水道と雨水処理の問題ですが、これもやはり全部というわけにはいきませんが、私は、特定なところはやはり分離して考へるべきじゃないか、かように思つておりますが、今回の事故等も参考にいたしまして、将来に向かって検討したい、かよう考へております。

○岡本監査委員 いまのたとえば神戸市、これも下水道を太いのに入れ直すとすればたいへんでしょう。そうすると、これはもう開放式の、とにかく別の水路をつくって、大水はそこへのまぜる、地上に降った水はそこへのまぜるといふうなことは当然考へなければならぬと思うのです。だから、これはやはりこれから都市計画のとき、当然ある程度のものは下水にのませるが、地上に降った大水は別に流してやる、そういうものを一緒に考へおかなければこれは十分なものといえないと思いますから、ひとつそういう点について御検討願いたいと思います。

それから、大臣のいまおっしゃいました不法建築物に電気事業法あるいは水道法によつて供給しなければならないのだというお答えでござりますが、これに法律改正したらしいのです。閣議で話し合つて、政府部内でやられるならばやれるんですよ。法律改正しなければいかぬという意味のことと私は言つているのです。それはたとえば、豊中市で、供給をストップするしないで問題になつて委員会で見にいきましたね。そういうことが電気事業法によつて、あるいはガス事業法によつてできないというたてまえになつておるということは知つております。だから私は言うのです。しか

しながら、そういうような不法建築というようなものが現在堂々とまかり通つてゐるといふところに問題があるわけで、これは建築基準法も改正しなければならぬと思うのです。不法建築なんか行政上の措置はできると思いますが、一方裁判で訴えられますと、やはりできないことになるので、これがもう少し検討したいと思います。

それから下水道と雨水処理の問題ですが、これもやはり全部というわけにはいきませんが、私は、特定なところはやはり分離して考へるべきじゃないか、かように思つておりますが、今回の事故等も参考にいたしまして、将来に向かって検討したい、かよう考へております。

○岡本監査委員 いまのたとえば神戸市、これも下水道を太いのに入れ直すとすればたいへんでしょう。そうすると、これはもう開放式の、とにかく別の水路をつくって、大水はそこへのまぜる、地上に降った水はそこへのまぜるといふうなことは当然考へなければならぬと思うのです。だから、これはやはりこれから都市計画のとき、当然ある程度のものは下水にのませるが、地上に降った大水は別に流してやる、そういうものを一緒に考へおかなければこれは十分なものといえないと思いますから、ひとつそういう点について御検討願いたいと思います。

それから、大臣のいまおっしゃいました不法建築物に電気事業法あるいは水道法によつて供給しなければならないのだというお答えでござりますが、これに法律改正したらしいのです。閣議で話し合つて、政府部内でやられるならばやれるんですよ。法律改正しなければいかぬという意味のことと私は言つているのです。それはたとえば、豊中市で、供給をストップするしないで問題になつて委員会で見にいきましたね。そういうことが電気事業法によつて、あるいはガス事業法によつてできないというたてまえになつておるということは知つております。だから私は言うのです。しか

しながら、そういうような不法建築というようなものが現在堂々とまかり通つてゐるといふところに問題があるわけで、これは建築基準法も改正しなければならぬと思うのです。不法建築なんか行政上の措置はできると思いますが、一方裁判で訴えられますと、やはりできないことになるので、これがもう少し検討したいと思います。

それから下水道と雨水処理の問題ですが、これもやはり全部というわけにはいきませんが、私は、特定なところはやはり分離して考へるべきじゃないか、かのように思つておりますが、今回の事故等も参考にいたしまして、将来に向かって検討したい、かよう考へております。

○岡本監査委員 いまのたとえば神戸市、これも下水道を太いのに入れ直すとすればたいへんでしょう。そうすると、これはもう開放式の、とにかく別の水路をつくって、大水はそこへのまぜる、地上に降った水はそこへのまぜるといふうなことは当然考へなければならぬと思うのです。だから、これはやはりこれから都市計画のとき、当然ある程度のものは下水にのませるが、地上に降った大水は別に流してやる、そういうものを一緒に考へおかなければこれは十分なものといえないと思いますから、ひとつそういう点について御検討願いたいと思います。

それから、大臣のいまおっしゃいました不法建築物に電気事業法あるいは水道法によつて供給しなければならないのだというお答えでござりますが、これに法律改正したらしいのです。閣議で話し合つて、政府部内でやられるならばやれるんですよ。法律改正しなければいかぬという意味のことと私は言つているのです。それはたとえば、豊中市で、供給をストップするしないで問題になつて委員会で見にいきましたね。そういうことが電気事業法によつて、あるいはガス事業法によつてできないというたてまえになつておるということは知つております。だから私は言うのです。しか

うのです。

それからもう一つ重要な問題は、新しい五ヵ年計画に、大臣が今度かりにいまの都市周辺の中河川の改修を促進するのだ、あるいはまた土砂くずれを防止するのだというような施策を新しい計画の中に入れていかれるとするならば、これはぜひ、そして基準に合わない、建築率はもちろんのこと、防火、あらゆる点で規制を完全無視しておるというふうな建物に対して、それは、入居させない、住まわせないということがほんとうのないことだ。いまの日本の治水計画の中で砂防が一番おくれている。これはこの前の治山治水緊急措置法が問題になつたとき、私はその点を指摘しましたが、砂防も同じように千七百億で二〇%構成から見ますと六〇%と二〇%、二〇%というふうになつております。けれどもそれを建設省が必要と考えておるところの治水の全体計画、治水水系計画という名で建設省は発表されておりますけれども、それから見ますときには、現行計画が治水水系計画の中にどれだけのバーセンテージを占めるかといいますと、河川は一〇・八%、約一%、ダムが二八%、砂防が五・五%なんですね。だから、治水水系計画全体、日本の治水上八兆三千億の投資が必要とする八兆三千億の投資の全体の計画から見ると、ダムが二八%をこえておって、砂防は五・五%だ、こんなに砂防が取り残れておるのです。だから、目に見えるところの河川事業やダムというふうなものはどんどん進めることに大臣が先ほどおっしゃつたように、降つた水はほしいのだからたらたら、だからそういう点をひとつ大臣からもう一度各所管の大臣にお話ををしていただき、やはり法律改正まで持つていてそういう規制をやるべきである。またそれができないとするならば、やはり建築基準法の改正によって入居はさせないとおっしゃつたように、沙汰をつくつたものを作り出すわけにきである。またそれができないとするならば、やさしいところまでいかなければなりません。しかし、だからそういうふうな考え方もあるって、ダムばかりがどんどん先行して、それで砂防がずっとおくれているのです。その砂防のおくれていることが、去年の例の山梨県の梅ヶ島ですか、あそこの大災害が奥あります。だから砂防をやらなければならぬということが指摘されておりながら、それが不十分なういう点をもう一度大臣のほうで努力し、不法建築に住まないような規制をしていただきたいと思

うのです。

それからもう一つ重要な問題は、新しい五ヵ年計画に、大臣が今度かりにいまの都市周辺の中河川の改修を促進するのだ、あるいはまた土砂くずれを防止するのだというような施策を新しい計画の中に入れていかれるとするならば、これはぜひ、そして基準に合わない、建築率はもちろんのこと、防火、あらゆる点で規制を完全無視しておるというふうな建物に対して、それは、入居させない、住まわせないということがほんとうのことになりますから、これはやはり、すぐには進んだなというふうには砂防は目に見えません、だから砂防というものは金の入れがないようになりますが、やはり治水の中で非常に重要な役割りを持っておる。さればこそ、治水に必要な費用の大体三分の一は全体計画としては砂防に投入しなければならぬということを、建設省も数字としてはじき出しているわけです。だから、そういうふうな砂防を非常に軽視されているということを、私が日本のいまの災害をつくっている大きな原因だと思いますので、これはひとつぜひ砂防といふものをもっと重視されるようにお願いしたいと思うのです。

○西村國務大臣 砂防を軽視しておるわけではございませんけれども、まあ予算をどういうふうにアロケーションをどうやるかということになると、私は日本のいまの災害をつくっている大きな原因だと思いますので、これはひとつぜひ砂防といふものをもっと重視されるようにお願いしたいと思うのです。

○古賀政府委員 砂防事業の大事なことは大臣から御説明がございましたとおりでございますが、四十二年度予算におきましては、砂防は一八%の伸び率でございますが、河川は、事業費としては一六%程度の伸び率でございます。したがいまして、砂防には重点を置いて実施しているわけですね。特にダム等につきましては今回行なわれた治水ダム等につきましては土砂封止という目的も持たしているわけございまして、これは効果を持っているわけござります。それから、砂をためたほうが多いか流したほうがいいかは、河川の特性によりましていろいろ違うわけでございま

全国で河床が下がって非常に困っている川が多数ございます。それで、その辺を調整をとりながらやらざるを得ないというふうに考えますので、その辺の計画は十分われわれいたしまして検討いたしましたして、御趣旨に沿うようにしたいと思いますし、砂防事業を決して軽視しているわけじゃございませんので、御了承を願いたいと思います。

○岡本(隆)委員 一八%で、ダムの一六%に比べれば伸び率は高い、こういう御意向でございますが、しかもともと小さいものを少々伸び率を伸ばしてみたところで、何ぼも伸びぬですよ。そういう全体計画として、とにかく八兆三千億の投資の中で三兆一千億必要だ、砂防事業に投入せぬといかぬということは治水治山計画で建設省が打ち出しているのです。大体八兆三千億の三分の一強ですね。三七%を砂防に投入せぬといかぬということを治水治山計画に強調しているのですよ。ところが、それでは昨年が何ばかりと言えは二〇%でしょう。全体の均衡がとれたと言えるのは、三七%のなにがあつて大体均衡のとれた治水事業が行なわれているということが言えるわけです。それが二〇%なら本来あるべき姿がぐっと落ちているわけです。そういう意味で私は砂防の伸び率が一八%ではまだまだ不十分だから、もっとと砂防といふものを考えぬといかぬということをいま申し上げておるのであります。その点は大臣にも御理解を願つておきたいと思います。

それからもう一つ、今度の災害について新聞を見ておりますと、神戸では上にゴルフ場をつくったことが大きな災害の原因になつておるというふうなことが新聞に報道されておりました。林野庁、お見えになつておりますか。——まあ、こちにずいぶんゴルフ場がつくられまして、至るところの山が相当切り開かれていておるのは御承知のとおりです。いつかも、自民党の川崎さんと思いますが、運動場よりもゴルフ場のほうが多いじゃないかというようなことを質問されておったのを新聞で見ましたが、とにかくそれは国土の広

いアメリカなら何ぼでもゴルフ場をつくつてもいいと思うのです。しかし日本ではまだこれだけ住戸だけでなしに京都なんかでもそういう傾向が出始めております。ゴルフ場をつくつたために出本が一時非常に多くなってきたといったいう報道が出ております。一体林野庁はどういうおつもりですか。ゴルフ場をこれからも何ぼでもつくらせるつもりか、あるいはここからゴルフ場は抑えるつもりか、これははっきりしてもらわぬと困ると思うのです。

○手東説明員 一般の森林につきましては、転用について別に法律上の制限がございません。保安林につきましては、保安林を解除しなければ他に転用ができないということでございますので、保安林をゴルフ場にするというような場合につきましては、これは十分審査をいたしまして、そしてどうしても一部解除せねばならぬというふうな場合におきましてはこの保安林に十分かわるべき防災施設を設計いたしまして、その実行を監督しつつやることになりますが、一般的の森林につきましては現在のところ規制がございません。

○岡本(謙)委員 規制がなかつたら森林法を改正したらしいじゃないですか。もう至るところの山がぼんぼん切られて、それでもって災害の原因になっていく。こういうふうなことでは幾ら片一方で砂防をやつても、また片一方で幾ら治水施設をつくつても、そういうことをやられたのでは切りがないのです。だからこれだけゴルフ場があつて、ゴルフ族といわれる人がどれだけおるのか知りませんが、しかし庶民にはあまり縁がないですわ。そういうふうな人たちの遊ぶ施設をそんなにつくらぬでも、運動しようと思つたらもつとほかにも運動のしようは幾らもあるのです。だからゴルフ場をつくることについて、私は別にゴルフがいけないと言うのじゃないが、しかし山をあまり

荒らされたら困るということを言うのです。また市  
森林資源を涵養せねばいかぬとか、いろいろ林野  
庁のほうでは考えていらっしゃると思うのですが、  
が、一面山をほんほん切ってゴルフ場にするとい  
うことはよろしくないと思いますから、ひとつは  
ういう点十分検討して、将来そういう方向に持つ  
ていつてもらいたいと思うのですが、いかがで  
しょう。

○東京説明員 森林の転用につきまして、一般の  
森林についても十分検討せねばならぬじゃないか  
と、一面山をほんほん切ってゴルフ場にするとい  
うことはよろしくないと思いますから、ひとつは  
ういう点十分検討して、将来そういう方向に持つ  
ていつてもらいたいと思うのですが、いかがで  
しょう。

いま林野庁が行政のもととしております森  
林法におきましては、保安林にするということと  
外にその転用を防ぐという道は、法律的にはない  
わけでございます。その点につきましては十分御  
趣旨を尊重いたしましてわれわれもまた検討いた  
したい、かようになります。法律上の問題でござ  
いますし、また国民の私権の問題になるうかと思  
いますので、簡単にはまいらないかと思いますが、  
御趣旨は十分わかりますので検討したいと思  
います。

○岡本(隆)委員 部長、今度は都市計画法で、都  
市のなかの平野で相当住宅も建つ、あるいは工場も  
建てられる、あるいはいい耕作地になつておるとい  
うような地域ですら、私権を制限してきつと  
土地利用の用途をきめようというようなことが規  
定されてくるのです。そういう考え方方に変わつ  
きているのです。とにかく国土というものは自分  
のものと思いつ込んでらつては困る。やはり國民  
の福祉に沿つて国土を使わなければいかぬ。だから  
ら、少なくとも林野庁は——これはそういう面で  
もっと規制を受けてもやむを得ないと思うので  
す。ことに災害防止上必要とあれば、当然もつ  
て規制を受けるべきだと思うのです。自分の山だか  
ら切りほりだいだ、何ばやつても政府はどうしよ  
うもないのだ、こういうようなことでは、少し私  
権というものについて点数が甘過ぎるのじやない  
か。やはり森林資源を確保するだけじゃなくて

意味で、今後はあまりどんどん自由にはやらせないようにならない、治水面あるいはその他の面を十分考慮して許可が必要ということにする、そういう方向に努力したい、これくらいのことは林野庁もおっしゃつていいのじゃないかと思うのです。

○手東説明員　ただいまの法制におきましては、さような災害に関連のある場合には保安林を増加指定をする、こういう手段によって現在のところはやるしかないということで、制度的に一般に伐採許可にするかどうかという問題は相当大問題でござりますので、もちろん林野についてこれを切つたら造林をせねばならぬとか、さようなことは林業基本法等でも訓示規定としてはきめられておるわけでござりますし、またその方向において林野庁としては指導いたしておるわけでございましそれども、突き詰めてまいりました場合に、転用の場合、無断転用してもいまのところ罰則はない、かよくな形になつておるわけございまして、これは望ましいということではございませんが、ただいまのところは保安林の増加指定といふことで対処いたしたいと思っておりますが、さような御趣旨も入れまして、さらに一般林等につきましての取り扱い等の問題も検討いたしたい、かように考えております。

て計画ができるものでござりますから、その後におきまする上昇等がありました場合はそれだけ食い込んでくる。それからまつて、計画を立てます場合においては、大体年々発生いたします災害の見込みを立てまして計画を立てておりますが、その見込みよりも以上に途中災害が発生いたしますると進度率が悪くなる。かような関係でさうな御指摘があるのではなからうか、さように考えておりますが、今後さような点につきましては、不十分な点につきましてはさらに計画を検討いたして善処したいかように考えております。

○岡本(陸)委員 治山事業の単位がヘクタールであらわされているのですね。これは何ですか。ほのかなには事業費であらわされておりますが、治山事業の場合へクタールであらわされているのはどういうことですか。

○東東説明員 治山事業は森林の保全並びにこれに関連あるところの渓流工事、これが治山事業になつておりますので、その事業に関連いたしまして保全される森林の面積、これを単位といたしまして予算を出しております。ただしその予算要求におきましては山林一ヘクタール当たり幾ら、こういうような要求をしているようなわけではございません。それぞれの設計におきまして必要なものを積み上げまして、そしてそれを予算要求のといたしておりますが、それで保全される対象面積が幾ら、こういう考え方をいたしておるわけでございます。

○岡本(陸)委員 そうすると治山事業は元來これは緑化せぬといかぬと思うのです。山腹に木を植えたりあるいは山腹工事をやつたりすることによって治山工事は効果をあげていかなければならぬ。ところがずいぶん渓流にダムをつくつているのですね。そうするとダムをつくつた場合は——これは私の解釈が間違っているかもしませんよ。ダムをつくつたら、そのダムの両側の山はだがそのダムによってこれでもう治山事業はできただ、こういう考え方方に立つて砂防ダムをつ

くつているのですか。あるいは山腹工事をやつておきまする上昇等がありました場合はそれだけ食い込んでくる。それからまつて、計画を立てます場合においては、大体年々発生いたします災

害の見込みを立てまして計画を立てておりますが、その見込みよりも以上に途中災害が発生いたしますると進度率が悪くなる。かような関係でさうな御指摘があるのではなからうか、さように

考えておりますが、今後さような点につきましては、不十分な点につきましてはさらに計画を検討いたして善処したいかように考えております。

○手東説明員 場所によりましていろいろなケー

スがござりますけれども、一般的に申しまして、一つの谷間に大きな山腹からの崩壊が起つたといたしました場合に、それをどういうふうにして復旧するかと申しますと、山腹工事もしなければならないし、下の根固めやらなければならぬことになりますから、最初はそのダムだけできれども、全体は今まで関連をいたしておると

いうことがあります。

○岡本(陸)委員 私が考えるのに、これは事業費が一八%だ、しかしながら事業量は五八%よりなつておりますので、その事業に関連いたしまして保全される森林の面積、これを単位といたしまして予算を出しております。ただしその予算要求におきましては山林一ヘクタール当たり幾ら、こういうような要求をしているようなわけではございません。それぞれの設計におきまして必要なものが、山腹工事よりもむしろダム工事をやるためにみんなそれた金を食つてしまつ。だから、結局ダム工事をつくりまして、山腹に治山を拡充するといふことになりますから、最初はそのダムだけできつておるというような場面が見られる場合もありまつけれども、全体は今まで関連をいたしておると

いうことがあります。

○岡本(陸)委員 私が考えるのに、これは事業費と費用との間のひどいアンバランスが出でてきておるといふこところに農林省の治山事業の誤りがあるのではないか。治山事業といふものは緑化に重点を置かなければいかぬ。緑化に重点を置かなければいかぬのを、緑化をサボつてダムばかりやつておるといふこところに農林省の治山事業の誤りがあるのではないか。治山と砂防とごつちやにしておるのでどんどんとにかく渓流にダムをつくるわけ、そうしたら少くずれてきたつていいわ、木はそのうちひとりではえきよるわい、こういう考え方で農林省はおられるのではないか。私は別に建設省と農林省の間になわ張りがどうというの

あります。したがいまして、特に近郊緑地の区域でございますが、この区域につきましても、先ほどから災害について御質問がございましたような領域ですね。市街地開発区域に関する法律が提案要とするときは、別に法律で定めるものとする。これは近畿圏整備法の近郊整備区域あるいは開発区域ですね。市街地開発区域について特別の措置を必

にかかるおるといふことでは本来の使命をぼくは達成しておらない、こういうように思はれていますが、これは農林省のほうでもやはり建設省と農林省との間の仕事の分野というものをよく話し合つて、あるいはできれば私はこういうものは一本化すべきであると思うのですが、この点になるとなかなかたいへんござりますから

斜地、特に近畿圏は風化花こう岩の地帯が非常に多うございまして、その風化花こう岩の地帯が非常に傾斜をなして都市の周辺にある。それがまた非常にこわしやすいものであるから、それをこわして住宅をお建てになると、いうことになるわけでございますが、そういう非常に急傾斜地の地帯、現在ではまだ樹林地になつておりまして非常に緑なす山はだをなしていいる、こういう地点を選ばしていただいてやつたものでござりますから、後進地域と申しましても、地形上からも、地質上からも、現在ある状態を残していくのだということでございまして、そういう意味におきまして将来開発ということで、そういうことを考えたくないような地点を選ばしていただいたのがまず第一点。

それからその次に、そういう地域に対しまして財政援助の対象とするという問題もいろいろあつたわけでございますが、この財政援助というか、財政的にどういうふうに考えるか、いわゆる自治省の問題にもある程度関係てくるわけでございますが、これに対して地方交付税をどうするかと、いうような問題がからんでくるわけでございまが、こういう面につきましては、自治省のほうでも、全国的のベースというか、首都圏の緑地もございますし、また中部圏の緑地もできますので、こういうものとからんでお考えいただいていくようすべくではなかろうか、こういうふうな観点が第二点でございます。

それから、こういう地点をつくりましたけれども、その周辺につきましては、開発を大いにやつていこうというような観点に立つて、近郊整備地域の建設計画というものを立てております。したがつて、そういう面で大いに後進地域ではないようにもちろんしていくわけでございますので、そういうことを考えて、自治体の問題につきましては後日の検討に譲つたわけでございます。

○岡本(謹)委員 大体保全区域については四段階あるわけですな。それで、最初保全区域についての保全立法を出さなければならぬのを、出したくかったから、古都保存法が出てきたんですよ。だ

から、近畿の中にも古都保存法によって保全される地域があります。その次に保全地域、それから特別保全地域と、近郊緑地保全地域と、この四段階に分かれているわけですね。それで、四段階に分かれておりますから、いろいろの地域があります。あなたのおっしゃるような、傾斜地で、それはその地域の保全のためにむしろ開発しないほうが多いのだというような保全地域もあれば、国民のレクリエーションの場として保全すべきだというような保全地域もあるわけなんです。たとえていえば、例を広沢の池の近くの京都の洛北にとりますなら、あそこらは住宅地としたら非常にいいところです。しかし、住宅地にされたら困るから昔のままに置きたいということで、広沢の池のそばはもうこれは古都保存でやられておりますが、とにかく保全にされている。そうすると、そこのこところは、保全されて開発がうんとなにだから、これはいまの固定資産税は減免しましよう、しかし、その減免した分だけは財政補てんしましようというようなことになつていてと思うのです。ところが、それに似たような地域は幾らもありますが、固定資産税の不均一課税、地方税の不均一課税に対する補てんだけぐらいならば、これはやはりその地域の発展を阻害されている場合、これはなかなかその都市の受けるところの財政欠陥——欠陥というよりも、将来入るべきものが入らないようになるという、そういうような損失というものは相当あると思うのです。しかもそういう地域は観光地として道路も何も整備しなければならぬ。だから、そういう道路設備費とか、そういう面での特別の配慮というものが國からあるべきだ。とにかく京都だととかあるいは奈良とかいうところは、國民のためのレクリエーションの場で、いわば庭先のようなものだ。だから、そういう庭先を整備するための費用ぐらいは、かりにそれが都市計画道路であろうと、保全地域については、それに関連するところの道路は全部国で持とうというふうなぐらいの費用の負担を国がしてもらいたいと思うのとございますが、そういう点の配慮が私は非常に

欠けておると思う。建設大臣、私のいま言つたと聞いて、いたしましたか。無理からぬでしよう、私の言うこと。だからそういう点、この立法にはそれが欠けておるということを申し上げているんですが、大臣いかがお考えになりますか。  
○西村国務大臣 質問をよく聞いておったんだね。無理でないところもありますけれども、無理などこらもあります。大体こういう近畿圏整備といふような法律をつくったのは、やはり一般に、その経済圏が何か知りませんけれども、ある圏内を開発したい。その開発の意味は、あらゆる点につきまして行なうわけです。全体のために保存をしていくところは保存していこうか、あるいは、開発していくところは開発していくこうか。それで、岡本さんの言うところは、その一部分をとらえて、そこは保存されたら損じやないか、こういうことを言うわけでござります。それはもつともなことでござりますけれども、しかしそれは全般的な大きい目から見て、そういうところを保存することは、その圏内にやはりある利益をもたらすことにもなると思うであります。したがいまして、これは極端なことを言つては困りますけれども、やはり多少のめんどうは見るべきものだ、私はこうは考えますけれども、それがといって、その保存されておかなければここは、あちらにいろいろなものができ、こちらにいろいろなものがでてきて、そして固定資産税も入るではないか、こういうようなものも入るではないかというような議論は、これはどうかと盛んに考えておったところでございます。したがいまして、これはやはり十分固定資産税にかかるものとか、あるいは市町村税にかかるものとか、地方交付税等の増額等によりまして、言われる意味のことはカバーしていく、もう一つ御理解になつてないんですね。それはあります。

なたのおっしゃるとおりなんですね。工業地域として発展すべきところ、あるいは、緑地帯としてあるいは風致地区としてみんなの觀賞用に残しておおくべきところ、そういうところは必要なんですね。だけれども、そういうふうに指定された地域を広く持っているところ、たとえていえば大阪なんかは、もうまるまるしようと思えば開発できるのですね。また、すでにされているのです。だから、そこに大きな工業が発展して、大阪といえば、これはすいぶんお台所は御裕福でございます。ところが、京都なんぞは内陸地帯で、工業地帯としての立地条件が悪いということももちろんあります。が、しかしながら、やはり三方山に囲まれてそこに風致地区があつて、そういう地域についてはかりに、それはそういう地域でも軽工業を持ち込んで工場地帯にすることもできないことはない。しかしながら、そうするよりもむしろそういうところは、大阪、神戸の人が遊びに来る場として残しておけ、こういうことなんですね。残しておけば、それはやはりその地域の人たちは、たとえば農業なんかはこのごろ引き合いません。そうすると、働きに行くにしても相当遠いところまで働きに行かなければならぬ。そこで住宅でも建てて宅地化することによって家賃収入でも得ようか、副収入でも得ようかといつても、もういまのなにでありますから、古都保存法によるところの特別保全地域でありますから、もうそうはできないということになつて、土地の利用も自分で思うようにならないということになると、非常にそこに住む人の個人的な収入も減りますが、同時にまた、京都市全体としても、そういう地域を広く持つておるということは財政的な影響を受けるわけなんです。しかもそこはみんなが遊びに来るところだから、道路も整備しなければならぬ、あるいは公衆便所も置かなければならぬというふうなことで、やはりいろいろそういう経費が必要るわけなんです。だから、そういう意味では、特別保全地域というものがある程度の範囲において持つようない地域については、諸般の事情を勘案したところだ

財政援助というものが、国なりその地域全体からあるべきでないか。とにかくその地域のみんなの利益のために後進性を要求されているわけです。だから、それの人から、それらの保全地域の保全に対するいろいろな費用ぐらいいは、京都市なら京都市の自治体で持たずに、そういうふうな配慮があるべきではないかということを言つてゐるわけでございまして、これはもうずいぶんこの前になにで議論して、その結果保全立法をつくらなければならぬということが入ったのです。その議論の結果入っているんです。そういう議論を前提にして、それで修正されたんです。修正されて、その修正に従つて出てきている法案なんだから、一番どういう理由でこの修正が行なわれたかという根本の理由、それを全然無視してこの保全立法が出てきているということ間に間違があるということを私は申し上げておるわけです。修正されたこととの根本精神を忘れたところのこれは保全立法が出てきているところに私は非常に残念だというふうに考へておるのです。

○上田政府委員 この保全区域でございますが、それでいま先生がおっしゃつたように、保全区域

に必要な資金といふものは、都市計画道路をどんどん整備しなければならぬということになつてくるわ

けです。そうすると、そういうふうな道路の整備が必要な資金といふものは、都市計画であつたら補助率はたしか二分の一であつたと思ひますが、ただそれだけなのか。あるいはこの施設の整備等を考えておられるのか。またそれに必要な資金をあつせんするということをございますが、それはどういう方法によるのかとということをお答え願いたいと思います。

○上田政府委員 この十八条の「施設の整備の促進及び資金のあつせん」ということでござりますが、この施設につきましてはいろいろ地区によつて違うわけでございます。第四条で保全区域の整備計画といふものを立ててもらわわけですが、そ

の計画に文化財の保存、緑地の保全、観光資源の保全、開発、そういうものに必要な道路であるとか、いろいろなものが出でるわけでござりますが、そういうものの促進をやつてもらわうということと、それから駐車場なんかおつくりになるだ

らうし、あるいはまた観光地におきましては、いろいろの宿泊の施設といふようなものも必要になつてくると思うわけでござります。そういうも

のに対しまして、民間の資金のあつせんといふようなこともやらなければいけないだろう、こうい

うようなことを考えておるわけでござります。

○岡本(陸)委員 そうすると、その施設の整備をやるのは、これは公的機關がやることになりますね。これは民間の資金のあつせんまで、この中に

入つておるのでですか。

○上田政府委員 民間の事業等につきましても考

えておるわけでござります。

○岡本(陸)委員 まあ、道路であるとか、駐車場

八瀬、大原の方面ですね。これは古都保存法によ

るところの保全地域です。ところがそういうこ

ろへ観光バスがどんどん参ります。もう大阪、神

戸、名古屋方面からどんどん観光バスが連なつて参ります。だからもう非常な交通麻痺が起つてゐます。そのためには京都は都市計画道路をどんどん

整備しなければならぬということになつてくるわけ

です。それで、たとえば名神なんかのインターチェンジ

から分かれどんどん多くのバスが入つてしまひます。これは京都の都市自体が、産業のためとい

うよりも、やはり日本の全国民のレクリエーションの場としての京都といふことでやつて来るわけ

でございますが、そのために非常に車がふくそ

うな施設としての道路ですね。これはもう古都保存法に言つておられるのか。近畿圏だけで

なく、古い歴史的な建造物を見ていただくに必要な施設の整備でござりますが、それについて何

か特別の優遇措置があるのですか。

○上田政府委員 ただいま岡本先生から具体的な例をもつて御質問がございましたので、具体的にお答え申し上げることにいたします。

○上田政府委員 まず京都のお話が出来ましたので、京都に例をとつて申し上げたいと思います。

いまの観光地といふものが、大体京都は外郭に

ずっとございますわけで、金閣寺にいたしまして

も、銀閣寺にいたしましても、そこに参りますべ

スが、大体現在は市内に一応入りまして、そし

て、その観光地に行つてはまた帰り、行つては帰

るというような状態になつて、非常に市内がいつぱいになつてゐるというふうなことでございま

す。したがいまして、いま府と市のほうと両方寄りまして外郭線、外郭環状といつたようなものにつきまして、私のほうとしては保全区域そのものによ

りも、むしろそれに至る、つまり外郭線、そ

いつたものほうに重点があるというふうに思われるわけでござります。それにつきましては、例

の近郊整備区域の財政援助といふようなものを考

えて、それが当てはまるようになるものにつきま

しては、財政援助をしていく。そういう計画につ

いては大いに近畿圏の事業計画の促進ということ

で、建設省のほうにお願いをして進めてもらう、こういうふうに考えております。

○岡本(陸)委員 そうしますと道路局長にお尋ねいたしますが、京都の都市計画道路をつくります

場合に、たとえば名神なんかのインターチェンジ

から分かれどんどん多くのバスが入つてしまひます。これは京都の都市自体が、産業のためとい

うよりも、やはり日本の全国民のレクリエーション

の場としての京都といふことでやつて来るわけ

でございますが、そのために非常に車がふくそ

うな施設としての道路ですね。これはもう古都保存

法に言つておられるのか。近畿圏だけで

なく、古い歴史的な建造物を見ていただくに必

要な施設の整備でござりますが、それについて何

か特別の優遇措置があるのですか。

○上田政府委員 ただいま岡本先生から具体的な例をもつて御質問がございましたので、具体的にお答え申し上げることにいたします。

○上田政府委員 まず京都のお話が出来ましたので、京都に例をとつて申し上げたいと思います。

いまの観光地といふものが、大体京都は外郭に

ずっとございますわけで、金閣寺にいたしまして

も、銀閣寺にいたしましても、そこに参りますべ

スが、大体現在は市内に一応入りまして、そし

て、その観光地に行つてはまた帰り、行つては帰

るというような状態になつて、非常に市内がいつ

ぱいになつてゐるというふうなことでございま

す。したがいまして、いま府と市のほうと両方寄

りまして外郭線、外郭環状といつたようなものにつきまして、私のほうとしては保全区域そのものによ

りも、むしろそれに至る、つまり外郭線、そ

いつたものほうに重点があるというふうに思われるわけでござります。それにつきましては、例

の近郊整備区域の財政援助といふようなものを考

えて、それが当てはまるようになるものにつきま

しては、財政援助をしていく。そういう計画につ

いては大いに近畿圏の事業計画の促進ということ

で、建設省のほうにお願いをして進めてもらう、

こういうふうに考えております。

○岡本(陸)委員 そうしますと道路局長にお尋ね

いたしますが、京都の都市計画道路をつくります

場合に、たとえば名神なんかのインターチェンジ

から分かれどんどん多くのバスが入つてしまひます。これは京都の都市自体が、産業のためとい

うよりも、やはり日本の全国民のレクリエーション

の場としての京都といふことでやつて来るわけ

でございますが、そのために非常に車がふくそ

うな施設としての道路ですね。これはもう古都保存

法に言つておられるのか。近畿圏だけで

なく、古い歴史的な建造物を見ていただくに必

要な施設の整備でござりますが、それについて何

か特別の優遇措置があるのですか。

○上田政府委員 ただいま岡本先生から具体的な例をもつて御質問がございましたので、具体的にお答え申し上げることにいたします。

○上田政府委員 まず京都のお話が出来ましたので、京都に例をとつて申し上げたいと思います。

いまの観光地といふものが、大体京都は外郭に

ずっとございますわけで、金閣寺にいたしまして

も、銀閣寺にいたしましても、そこに参りますべ

スが、大体現在は市内に一応入りまして、そし

て、その観光地に行つてはまた帰り、行つては帰

るというような状態になつて、非常に市内がいつ

ぱいになつてゐるというふうなことでございま

す。したがいまして、いま府と市のほうと両方寄

りまして外郭線、外郭環状といつたようなものにつきまして、私のほうとしては保全区域そのものによ

りも、むしろそれに至る、つまり外郭線、そ

いつたものほうに重点があるというふうに思われるわけでござります。それにつきましては、例

の近郊整備区域の財政援助といふようなものを考

えて、それが当てはまるようになるものにつきま

しては、財政援助をしていく。そういう計画につ

いては大いに近畿圏の事業計画の促進ということ

で、建設省のほうにお願いをして進めてもらう、

こういうふうに考えております。

○岡本(陸)委員 そうしますと道路局長にお尋ね

いたしますが、京都の都市計画道路をつくります

場合に、たとえば名神なんかのインターチェンジ

から分かれどんどん多くのバスが入つてしまひます。これは京都の都市自体が、産業のためとい

うよりも、やはり日本の全国民のレクリエーション

の場としての京都といふことでやつて来るわけ

でございますが、そのために非常に車がふくそ

うな施設としての道路ですね。これはもう古都保存

法に言つておられるのか。近畿圏だけで

なく、古い歴史的な建造物を見ていただくに必

要な施設の整備でござりますが、それについて何

か特別の優遇措置があるのですか。

○上田政府委員 ただいま岡本先生から具体的な例をもつて御質問がございましたので、具体的にお答え申し上げることにいたします。

○上田政府委員 まず京都のお話が出来ましたので、京都に例をとつて申し上げたいと思います。

いまの観光地といふものが、大体京都は外郭に

ずっとございますわけで、金閣寺にいたしまして

も、銀閣寺にいたしましても、そこに参りますべ

スが、大体現在は市内に一応入りまして、そし

て、その観光地に行つてはまた帰り、行つては帰

るというような状態になつて、非常に市内がいつ

ぱいになつてゐるというふうなことでございま

す。したがいまして、いま府と市のほうと両方寄

りまして外郭線、外郭環状といつたようなものにつきまして、私のほうとしては保全区域そのものによ

りも、むしろそれに至る、つまり外郭線、そ

いつたものほうに重点があるというふうに思われるわけでござります。それにつきましては、例

の近郊整備区域の財政援助といふようなものを考

えて、それが当てはまるようになるものにつきま

しては、財政援助をしていく。そういう計画につ

いては大いに近畿圏の事業計画の促進ということ

で、建設省のほうにお願いをして進めてもらう、

こういうふうに考えております。

○岡本(陸)委員 そうしますと道路局長にお尋ね

いたしますが、京都の都市計画道路をつくります

場合に、たとえば名神なんかのインターチェンジ

から分かれどんどん多くのバスが入つてしまひます。これは京都の都市自体が、産業のためとい

うよりも、やはり日本の全国民のレクリエーション

の場としての京都といふことでやつて来るわけ

でございますが、そのために非常に車がふくそ

うな施設としての道路ですね。これはもう古都保存

法に言つておられるのか。近畿圏だけで

なく、古い歴史的な建造物を見ていただくに必

要な施設の整備でござりますが、それについて何

か特別の優遇措置があるのですか。

○上田政府委員 ただいま岡本先生から具体的な例をもつて御質問がございましたので、具体的にお答え申し上げることにいたします。

○上田政府委員 まず京都のお話が出来ましたので、京都に例をとつて申し上げたいと思います。

いまの観光地といふものが、大体京都は外郭に

ずっとございますわけで、金閣寺にいたしまして

も、銀閣寺にいたしましても、そこに参りますべ

スが、大体現在は市内に一応入りまして、そし

て、その観光地に行つてはまた帰り、行つては帰

るというような状態になつて、非常に市内がいつ

ぱいになつてゐるというふうなことでございま

す。したがいまして、いま府と市のほうと両方寄

りまして外郭線、外郭環状といつたようなものにつきまして、私のほうとしては保全区域そのものによ

りも、むしろそれに至る、つまり外郭線、そ

いつたものほうに重点があるというふうに思われるわけでござります。それにつきましては、例

の近郊整備区域の財政援助といふようなものを考

えて、それが当てはまるようになるものにつきま

しては、財政援助をしていく。そういう計画につ

いては大いに近畿圏の事業計画の促進ということ

で、建設省のほうにお願いをして進めてもらう、

こういうふうに考えております。

○岡本(陸)委員 そうしますと道路局長にお尋ね

いたしますが、京都の都市計画道路をつくります

場合に、たとえば名神なんかのインターチェンジ

から分かれどんどん多くのバスが入つてしまひます。これは京都の都市自体が、産業のためとい

うよりも、やはり日本の全国民のレクリエーション

の場としての京都といふことでやつて来るわけ

でございますが、そのために非常に車がふくそ

うな施設としての道路ですね。これはもう古都保存

法に言つておられるのか。近畿圏だけで

なく、古い歴史的な建造物を見ていただくに必

要な施設の整備でござりますが、それについて何

か特別の優遇措置があるのですか。

○上田政府委員 ただいま岡本先生から具体的な例をもつて御質問がございましたので、具体的にお答え申し上げることにいたします。

○上田政府委員 まず京都のお話が出来ましたので、京都に例をとつて申し上げたいと思います。

いまの観光地といふものが、大体京都は外郭に

ずっとございますわけで、金閣寺にいたしまして

も、銀閣寺にいたしましても、そこに参りますべ

スが、大体現在は市内に一応入りまして、そし

て、その観光地に行つてはまた帰り、行つては帰

るというような状態になつて、非常に市内がいつ

ぱいになつてゐるというふうなことでございま

す。したがいまして、いま府と市のほうと両方寄

りまして外郭線、外郭環状といつたようなものにつきまして、私のほうとしては保全区域そのものによ

りも、むしろそれに至る、つまり外郭線、そ

いつたものほうに重点があるというふうに思われるわけでござります。それにつきましては、例

の近郊整備区域の財政援助といふようなものを考

えて、それが当てはまるようになるものにつきま

しては、財政援助をしていく。そういう計画につ

いては大いに近畿圏の事業計画の促進ということ

で、建設省のほうにお願いをして進めてもらう、

こういうふうに考えております。

○岡本(陸)委員 そうしますと道路局長にお尋ね

いたしますが、京都の都市計画道路をつくります

場合に、たとえば名神なんかのインターチェンジ

から分かれどんどん多くのバスが入つてしまひます。これは京都の都市自体が、産業のためとい

うよりも、やはり日本の全国民のレクリエーション

の場としての京都といふことでやつて来るわけ

でございますが、そのために非常に車がふくそ

うな施設としての道路ですね。これはもう古都保存

法に言つておられるのか。近畿圏だけで

なく、古い歴史的な建造物を見ていただくに必

要な施設の整備でござりますが、それについて何

か特別の優遇措置があるのですか。

○上田政府委員 ただいま岡本先生から具体的な例をもつて御質問がございましたので、具体的にお答え申し上げることにいたします。

○上田政府委員 まず京都のお話が出来ましたので、京都に例をとつて申し上げたいと思います。

いまの観光地といふものが、大体京都は外郭に

ずっとございますわけで、金閣寺にいたしまして

も、銀閣寺にいたしましても、そこに参りますべ

給、それから起債の充当率のかさ上げ、こういうことが行なわれるわけでございます。

○岡本(陸)委員 そうすると、それは建設省と無関係に自治省からくる、こういうことですか。

○上田政府委員 この法律は、大蔵省に対しましては一年おくれてかかるわけでございました。したがいまして、それは一年おくれまして建設省のほうへいく、新産、工特と同じようなるべくになるわけでございます。

○岡本(陸)委員 古都保存法で、昨年の予算が二億であり、ことしの予算是五億ついておりますが、その配分はどうなつておるのでございますか。京都市では昨年の二億をどう使っておりますか。

○上田政府委員 歴史的風土のほうの関係は、建設省に予算がついておりますので、建設省の都市局でないとちょっとわかりませんが、現在の進捗状況といたしましては、まだ買上げのやつがあり出ておりませんので、昨年の暮れにおきまして、ようやく都市計画の設定を行ないまして、そうして特別区域がきまつたわけでございましたが、まだ六件でございます。それで買上げをございまして、まだ実際に発動をいたしておりません。

○岡本(陸)委員 歴史的風土の保存という表現が使われておりますね、古都保存に。しかし私は京都の場合やはり保全しなければならぬものとして——条文を見ますと、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する、こうしたことになつておりまして、重要な文化財を保存するということだけでも古都保存法の保全の対象になるのではないですか。それはやはり緑地と一緒になければいかぬわけですが、歴史的風土ということになると。

○上田政府委員 歴史的風土というものは、文化財の保護法がございまして、文化財そのものは文化財保護法でやつていたら、歴史的風土のほう

は、文化財を除いた周辺の歴史的風土を保存する、こういうふうに分けで考えております。

○岡本(陸)委員 たとえば平安神宮ですが、平安神宮が保全地域の対象になつておるのかおらないのか、先日平安神宮で親戚の者が結婚式をあげました平安神宮の庭は東山が借景になつておられます。だから、平安神宮の庭に森がありますが、その森の向こうにずっと東山が借景になつて、一つの美観になつてゐるわけです。ところがその間へ旅館

す。それから修学院の離宮も松ヶ崎の山の背景です。これはもうあなたも行かれたら、大臣も修学院の離宮はごらんになつて御存じです。西の山が借景になつて、一つの自然的景観ができるわけです。ところがあそこに例の宝池のある松ヶ崎の山の上の上に国際会議場を建てようという計画が最初出た。それが出たときに、私はそんなものをつくつたら、もう修学院の離宮はだめになりますよと言つたことがある。それがあってからぬか知らぬが、山の下において、現在の国際会議場ができております。したがって京都全体として考えていくときだ、やはり京都の庭の特質といふものは、借景というものが非常に重要視されておつて、その借景の上に立つて庭園づくりをやっている。京都のどこの庭園でも大体そうです。周囲に山が迫つたところにある庭といふことから、勢いそういう形が出てきているわけです。ところが、そういうようなことになつてしまりますと、そういう地域の保存は、やはり借景そのものを保全しなければならぬことになる。そこで修学院の離宮や八瀬、大原のようなどころは、もちろん保全地域になつておりますが、問題になつてくるのは、京都御所をどうするかということです。これが古都保存法によるところの保全すべきものと考へるのか考へないのか。あるいは東西本願寺、二条城、こういったものは歴史的建造物です。二

条城なんか旧桃山城の本丸ですからね。それは日本桃山文化をそのまま保存したところの貴重な建築物です。そして、それと一緒に全体としての京都の歴史的風土を保存するところの建物といふことにもなつてゐると思うのです。そこで、ああいう建物を保存するのにどうするかということです。何もいまは方針がないと思うのです。たとえば二条城の真横に国際ホテルが建ちました。そして国際ホテルが一つ建つてゐる範囲なら、これはさほどの大きなあれはないと思うのです。また国際ホテルの九階から二条城を見ますと、それはきれいです。そして西山の風景一帯、双ヶ岡も見えますし、それは西山の風景はきれいです。しかしそれが国際ホテルから見た二条城のまた反対側に

国際ホテルのような大きな建造物が建つたら、もうその風景はぶつこわれる。御所にいたしましても、御所の南側に、二、三百メートル離れたところに京都新聞社の本社も建つておられますし、また京都府の労働会館の建物が建ちました。それの上から見た京都御所と、さらにそれにつながる北山風景というものは見とれるほど美しいのです。しかしながら今度は、また北側、東側にどんどんそういうふうな大きな建造物が建つていつたとするなら、もうすっかりぶつこわれると思うのです。だからやっぱり、京都御所にいたしましても二条城にいたしましても市内のまん中にあります。それが持つところの風景、美観といふものは、京都と称する限りは明らかに形で保全したいと思うのです。その横で、その周辺で建築規制が何もないということになつてしまりますと、これはもう将来すっかり壁に囲まれた京都御所になる、壁に囲まれたところの二条城になつてしまふ、こういふふうに思うのでございます。そういう点、ある程度私はそういう歴史的建築物の周辺におけるところの建築規制というものは必要であると思いま

すが、大臣はいかがお考えになりますか。

○西村國務大臣 現在の古都保存法で指定された地区は、鎌倉、奈良、それから京都の一部分でございます。実は昨年二億円の予算がついたの

条城なんか旧桃山城の本丸ですからね。それは日本の桃山文化をそのまま保存したところの貴重な建築物です。そして、それと一緒に全体としての京都の歴史的風土を保存するところの建物といふことにもなつてゐると思うのです。そこで、ああいう建物を保存するのにどうするかということです。何もいまは方針がないと思うのです。たとえば二条城の真横に国際ホテルが建ちました。そして国際ホテルが一つ建つてゐる範囲なら、これはさほどの大きなあれはないと思うのです。また国際ホテルの九階から二条城を見ますと、それはきれいです。そして西山の風景一帯、双ヶ岡も見えますし、それは西山の風景はきれいです。しかしそれが国際ホテルから見た二条城のまた反対側に

国際ホテルのような大きな建造物が建つたら、もうその風景はぶつこわれる。御所にいたしましても、御所の南側に、二、三百メートル離れたところに京都新聞社の本社も建つておられますし、また京都府の労働会館の建物が建ちました。それの上から見た京都御所と、さらにそれにつながる北山風景というものは見とれるほど美しいのです。しかしながら今度は、また北側、東側にどんどんそういうふうな大きな建造物が建つていつたとするなら、もうすっかりぶつこわれると思うのです。だからやっぱり、京都御所にいたしましても二条城にいたしましても市内のまん中にあります。それが持つところの風景、美観といふものは、京都と称する限りは明らかに形で保全したいと思うのです。その横で、その周辺で建築規制が何もないということになつてしまりますと、これはもう将来すっかり壁に囲まれた京都御所になる、壁に囲まれたところの二条城になつてしまふ、こういふふうに思うのでございます。そういう点、ある程度私はそういう歴史的建築物の周辺におけるところの建築規制というものは必要であると思いま

すが、大臣はいかがお考えになりますか。

○西村國務大臣 現在の古都保存法で指定された地区は、鎌倉、奈良、それから京都の一部分でございます。実は昨年二億円の予算がついたの

見議を持つていたらくことが必要でないか、やつぱり審議会にそういうことをあなたのほうも諮問してみていただくということも必要ではないかと思うのです。それは、京都御所から大文字山――大文字山というのは京都でも有名な、益の十六日の大文字の点火ですね。京都でも有名な行事の一つですね。その大文字というのとは京都御所の清涼殿、大宮御所などどこか知りませんが、京都御所から大文字を見るのが正面になっているのです。昔、陛下に大文字を見ていただいたといわれたものなんですね。だけれども、その大文字と京都御所との中間に高い高い超高層ビルが建ってしまったら、そういうふうな大文字というもののいわれたもののが破壊されますね。こわされます。だから、そういう意味では、京都市なんかも、そういう御所周辺においてはある程度の建築規制というものは当然考えられるべきであります。やはりそれはそういう歴史的建造物を保存するというたてまえからのものでありますから、建築基準法によって規制するというよりも古都保存法によつて規制することのほうが私は正しいと思いますね。御所を古都保存法によつてどうこうするというようなことが、これは保守的な人の考え方にあるのはびつたりこないということがあるかもしれません。が、しかし私は、そういう考え方方に立つて、京都市内の歴史的建造物は保存されるべきだ、こういう考え方を持つのです。

になつてもハハのまなかと思うのです。

になつてもいいのではないかと思うのです。  
首都圈整備法があります。首都圈整備法の中に  
近郊緑地がございます。なるほどそれは皇居は皇  
居であつて緑地でない。近郊緑地でない。どまん  
中の緑地ですから、近郊緑地でございません。し  
かしながら、どまん中の緑地は保全しようとな  
くとも、これは皇室財産として保全されておりま  
す。しかしながら、せつからく保全されておる、皇  
室財産であるところのそりう緑地が、心ない人  
人の手によつて破壊されるということとは、これは  
やはり惜しいと思うのです。それはなるほど一本  
だけ鉛筆的ビルが丸の内に建つたとしても、それ  
はそないに美觀をそこねるといふこともないで  
しょう。しかしながら、この報道を見ますと、帝  
国ホテルがそれをやるうといつておる。それから  
八幡製鉄、住友商事、大洋漁業、三和銀行、三井  
物産、興業銀行、A I U、それらが、みんなこうい  
う超高層ビルを建てたい、こう言い出してきてお  
る。そうすると、それだけでも八社、東京海上を合  
わせますと九社になります。九社が、あの周辺  
に、これから、おれのところも、おれのところ  
も、といふことで、皇居を取り巻いて三十階建て  
の超高層ビルがある辺一帯にずっと建ち並んだと  
いたしましたら、皇居というもののイメージは一  
体どないになるのか。

れはやはり保全すべきだと私は思うのですよ。民族の遺産として保全すべきだと思うのですよ。だからそういう意味では、この周辺に競争をして、鉛筆のような、あるいは煙突のような感じのビルが立ち並ぶというふうなことになりかねない。一つ許すということは次々に許すということですから、そういう意味では、これは論争点は建築基準法の問題や、あるいは容積地区で容積があるから足らぬとか足るとか、二つビルを一緒にして一つの敷地とを考えたら、容積はそれで十分だ、片一方は一つ一つ別々に計算するから足らぬのだというふうな、こんなことで、それがいいとか悪いとかという問題でなしに、やはり京都でいうところの歴史的建造物、東京でいう歴史的建造物という観点からこの問題を処理すべきであって、建設大臣もこちで一つの見解を明らかにされ、必要とあらば法律的な規制も加えて、自由にどこへでもどんな建物でも建てていいいんだというふうな解釈は、建築物を建てたいという人にも、建てていいという人にもそういう考え方で規制を加えられてもいいと思うのですが、いかがですか。

律に基づいて対処するためには、いわゆる古都保存法の法律に基づいて対処するか、しかしこれでもって対処しますと、この法律が非常にぼけるわけです。したがいまして、他の法律をもつてこれに対処すればならぬということだけは痛感をいたしておるものでござります。

○岡本(陸)委員 私は、そういう歴史的な建物を保全するという意味と、別な意味から必要だと思うのです。たとえば、そこへK.M.ビルが建ちます。一万人の昼間人口を収容する、こういうことであります。そういたしますと、今まで国会議事堂前の地下鉄の駅では、八時から九時にかけてたいへんな混雑です。あそこへまたK.M.ビルができたら、これは一そひひどくなつてくると思うのですね。丸ノ内だつて、丸ビル、新丸ビル、いろいろなもののがたくさん建つたことによつて、東京駅の混雑もひどい。そういうような都心部に、過密の上にもさらに過密状況をつくつて、夜間人口はもうゼロにひとしくなつて、昼間人口ばかりといふうなものをつくり上げていく。そういうふうなことで、今度また東京海上の超高層ビルで、さらにおいても、都心における建築規制というものは私が必要だと思うのです。

もう一つは、いま申し上げました首都圏整備法でやはりそういう考え方を纏り込む。首都圏整備法の中には、さつき申しました歴史的建造物を保存するという考え方がないのです。近畿圏にはありますね。首都圏整備法には近郊緑地だけであつて、保全区域というものはないのです。近郊緑地ということがあれば、古都保存法とそれだけあれば、それでいいということかもしれません、東京は古都ではなくて現在の都だ、だから古都保存法は適用しない、こういうことがもしれませんが、やはり東京にだつて保全しようと思えば、芝の増上寺であるとか、あるいは上野の寛永寺であ

るが、やはり保全されるべきものが相当あるのです。いま不忍池あたりもずいぶん変わっています。昔の面影が全然ないと思うのであります。しかし、これからでも保全すべきところを、できましたら保全するという努力をすべきでないか。だから、そういう意味では、この東京都にも、首都圈整備法を改正することの中から保全地域をつくっていくということをやっていたいたらどうかと思うのですが、建設大臣のお考えを承りたいと思います。

○西村国務大臣 首都圏の整備にしても、近畿圏にしましても、法律の発足の歴史が、主としてやはり経済上の問題あるいは人口の問題からきておるので、そういういまあなたが言われたようなことが中心でなかったと思います。しかしながら、それはやっていく上におきましてやはり保存区域というものはつくらなければならぬ。そうしますと、いま言つたとおり、保存区域をさらに煮詰めてみますと、やはり最も特別なところといふものはまだあるわけでございまして、将来この法律の中に織り込んでいくことが適当であれば、これは改正をして、いま言うようなものを守つていきたい、かように考える次第でございます。

○岡本(鷹)委員 まだもう少しお尋ねいたしたいことがあります。きょうは皆さん昼食抜きでござりますから、この程度で、またこの次に一般質問の形で、お尋ねし足りないところは質問させていただくことにして、この程度で打ち切りります。

○森下委員長 吉田之久君。  
○吉田(之)委員 私は、ただいま議題になつております近畿圏の保全区域の整備に関する法律案につきまして、若干の質問をいたしたいと思います。特に時間が三十分に制限されておりますので、能率よく質問も遊びたいと思ひますから、答弁のほうも、ひとつそのつもりで御答弁をお願いいたします。

まず、初めに大臣にお伺いいたします。先ほどの岡本委員の御質問を傾聴いたしており

ましたが、確かに私もこの法案につきまして特に問題があると思いますのは、この法案の目的にまつて、昔の面影が全然ないと思うのであります。しかし、その内容には、緑地の保全だけしかほとんど書かれていません。いわば看板に偽りがあるのではないか。むしろこれははつきりと緑地保全法と呼ぶべきではないか。しかし現実に該当地区である奈良においても京都においても古文化財を多くかかり、また古都保存法の適用を受け、そしてまた今度の保全法の該当地区になつてゐるところでは、あまりにも法律の数が多過ぎてどうにもならない。それぞれの法律がもつと一元化されないものか、執行上非常に困惑している状態であります。そこで大臣、この法律はこういう趣旨で内容は緑地保全一本にしばられた法律のようになりますが、ございますけれども、ひとつ今後いろいろな関係法を一元化してその執行を容易ならしむる御意図はないものかどうか、お伺いいたします。

○西村国務大臣 このものとなる法律をきめましたときに、この法律の中だこういうものは別に法律をもつて定める、こういうものはまた別に法律をもつて定めるという、三ヵ条の法律をもつて定めるという事項があるわけです。それというのには、とりもなおさず近畿圏に例をとつて言いますれば、近畿圏の法律、これは近畿圏内においての相互援助のもとに開発をはかるうじやないかといつてスタートしたのです。その中でどういうふうにしたらいいかというめどは、おそらくまだこの法律のときにつかなかつたと思われるでございます。したがいまして、また法律から法律というふうに立てるべき法律を立てるにあたっては、公明党の北側委員に対して近畿圏の全面積の一三%を保全して、その七分の一を緑地という意味で保全したいということを次長は申し述べられました。その考え方と、いま試みに申しておりますこの奈良県の緑地保全計画と申しますか、大体構想において合致するものかどうか、お伺いをいたしました。

○上田政府委員 ただいまの御質問の近郊緑地の考え方でございますが、近郊緑地と申しますのは、既成都市域の周辺にある緑地という考え方でございますと、やはり法律で定めることになつていいのです。したがいまして、いまあなたがおつしやいましたように、一応法律が出そつたらひつこれを整理してみたいということを考えておる次第でございます。

○吉田(之)委員 わかりました。将来そういう方針で臨んでいただきことといたしまして、いま問題になっておりますこの法律案の内容そのものについて少し御質問を続けてまいります。

まず、この法律案の二条には、保全区域の指定があつたとき関係知事は近畿圏整備法第八条に規定する基本整備計画に基づき保全区域整備計画を作成し、総理大臣に承認を申請しなければならないものか、執行上非常に困惑している奈良地区の近郊整備区域建設計画でございますが、このいろいろな保存の方法、その整備計画を樹立いたしております。私がいま手元に持つておりますのは、昭和四十一年十二月に策定いたした奈良地区的近郊整備区域建設計画でございますが、この冒頭にも近畿圏整備法に基づく基本整備計画に対応しつつこの計画を策定したというふうに書いてございます。したがつて、おそらくいま問題になつております法案が正式に法律として成立いたしましたならば、この種の基本計画が各府県から国のほうに承認を求めるべく申請されると書いてございます。したがつて、おそらくいま問題になつております法案が正式に法律として成り立つたまゝに近畿圏内においての相互通援のものと開発をはかるうじやないかといつてスタートしたのです。その中でどういうふうにしたらいいかというめどは、おそらくまだこの法律のときにつかなかつたと思われるでございます。したがいまして、また法律から法律というふうに立てるべき法律を立てるにあたっては、公明党の北側委員に対して近畿圏の全面積の一三%を保全して、その七分の一を緑地という意味で保全したいということを次長は申し述べられました。その考え方と、いま試みに申しておりますこの奈良県の緑地保全計画と申しますか、大体構想において合致するものかどうか、お伺いをいたしました。

○吉田(之)委員 部分的にはあとで調べればわかると思いますが、全体といたしましては、特別地域にしたいと思いまして調べましたところにつきまして大体三分の一くらいはすでに変貌をする届け出が出ております。そして工事に着工しておられるような状態になつております。

○上田政府委員 部分的にはあとで調べればわかりますが、全体といたしましては、特別地域にしたいと思いまして調べましたところにつきまして大体三分の一くらいはすでに変貌をする届け出が出ております。そして工事に着工しておられるような状態になつております。

○吉田(之)委員 現にそういう侵食作用と申しますが、住宅化されたりいろいろな施設に変わっておるわけでございますが、こういう現状の地域は今度の法案で特別に保存すべき緑地として考えておられる場所なのかどうか。

○上田政府委員 現在荒廃をしております地域は近郊特別保全地域にはいたさないようと考えております。

○吉田(之)委員 しかば具体的に近郊緑地の特

別保存地域として奈良県で今後範囲を定めようとする区域並びに面積の概要について、どの程度の御計画を持っておられるか。

で、そのぐらいはかかるのではなかろうか。それから、結局法律が働き出しまして、いろいろな申請が出てくることになりますと、予算是今年度としてはそう使えないのじやなかろうか、こういふ考え方でござります。

○上田政府委員 現在この近郊綠地に考えております地城は、樹林地以外のところはちょっと困るわけでございますので、大体樹林地と考えておるわけでござります。いまお持ちになつておられる方は、植林をやつてそのほうから利益をお上げに

○上田政府委員 首都圈は確かに昨年は五分の四  
について、その補助率は五分の四であったとか  
聞いております。何で今度近畿の場合、それが三分  
の二であるのか、その辺の経緯を御説明いただ  
きたい。

— 10 —

と北摺とそれから生駒山と矢田、斑鳩を入れるかどうかでございますが、そのほか和泉、葛城、そのような区域を考えておりまして、それの特別地域というものは侵食の非常にはなはだしい部分について、それに接した樹林地を考えていただきたい、こういうふうに考えております。したがいまして、

○吉田(之)委員 よくわかりました。本年度はきわめて暫定的な出発の年度であるからという御意見のようござりますが、それじゃ今後、来年、再来年、いわゆる平年度においてはどの程度の予算をもくるもうとしておられるか。

なっているというのでございます。したがいまして、その状態を変えて何かおやりにならうとするとき以外には、買い上げをお申し出にならないのではなかろうか、こういうふうに考えておるわけでございます。

でございまして、古都の歴史的風土の買い上げの場合と同じ補助率になつておつたわけでございます。今年度から首都圏も近畿圏も、近郊綠地につきましては三分の二というふうにきまつたのでござります。その差別がつけられたのは、歴史的風土というものは、これは全国法でございまして、全

• • • • •

六甲山で申し上げますと南斜面、それから生駒山で申し上げますと西斜面がおもでございます。それから道路に沿った地域で非常に食糧がはなはだしいところ、そういうたようなところを大体特別地域に指定いただこうか、こういうように考えて

場合におきましては、その場所によつて近傍類似の地価をとるわけでござりますが、そういうことがありますので、だいぶいろいろ変化があるのであります。たとえば、和泉、葛城あたりになつりますと、いまのところはまだその辺は住宅もあ

国民がそれを非常に望んでおりまして、それを残してもらうということに対して非常に熱望してで  
き上がってきているという関係から、地元にとつては、先ほど岡本先生からちょっとお話をあつた  
ように、これはなるべく國のほうで全國民的に考

○吉田(え)義眞　いまお話が出ました、これですが、ちょっと遠くて見にくいでしょうが、この橙色の部分ですね。現にどんどん侵食されていく地域なんです。いまお話しのとおり、生駒山ろくなんです。すでに非常に問題があると思うのです。

ござりますので、そういう古都の法律の使用状況とかあるいはまた首都圏の近郊緑地の状況は違いますが、そういう問題であるとか近畿圏のことと、の年度末の状況とかそういうものを考えて、本年度はすぐに予算要求はいたしましたが、大蔵省のほうと十分な折衝をいたしたい、こういうふうに考

まりきておりませんので、値段も非常に安い。六甲山のところになりますと、もう家が全部詰まつておりますし、相当はい上がるつてきておる。したがつてそういうところは非常に高い。こういうようなことになりますので、単価につきましてはちょっとといまのところ、奈良県は幾らを見ていい

とてももらいたいというふうな觀点がありますし、近郊綠地になりますと、近畿圏の周辺のほうがやはりある程度利益を受けられる、そこに住んでおられる方、大阪府なら大阪府と/orいうものが受けれる利益というものは古都の場合よりも幾ぶん大きいのではないか、そういうようなところから差

よ。しかも政府のほうは非常にのんびりと、これから場所をきめてやつていくんだ。いまもなかなか詳しく述べるが、その面積等についてはお話しになりませんけれども、せん。特に何おうとは思いませんけれども、しながら、はたして現在政府が補助金として出そ

○吉田(之)委員 緑地の特別保全地区ですね、これは事実上賣い上げる以外に最後の手段はないと思うのです。緑地といえども、そんなにかけ離わざたへんぴな山奥ではございません。観光客が出入り

るかと言われますと、申し上げかねるのであります。  
が、全体としては三、四千円程度を考えておりま  
す。

がつきまして、三分の二と五分の四、こういいうふうになつたと思ひます。

うとしている本年度の一億円程度の予算で、たとえばこの奈良県の一地域だけを見ても、緑地として保全し得る状態にあるのかどうか。具体的にどのようなお考えになつておりますか。

りをし、そしてまたその近郊と相まって緑を運んでくる、そういう場所でござりますから、先ほども申しましたように、現にもう開発されかかっておる。すぐ手の届くところでございます。この辺の緑地を買い上げる場合に、一体どのくらいの単価で買い上げ得るものとお考えなのか。これだけ

当検討されねおかなければなりません。またこれは、たとえば三、四千円程度で買い上げることが出来るかどうか非常に問題の地域が出てまいります。年を追うごとにそういう単価が上がってくるということを考えなければなりません。したがつて、ただ法律ができたからこれで縁地は守

ましては、この指定をやりまして、そして特別区域なんかの都市計画としての決定を行なつてもらうというようなことの手続がございますので、相当長時間要する。これは古都の法律の場合もそうでございましたし、首都圏の場合の近郊緑地の場合もやはり十二月近くまでかかっておりますのでございまして、お手数をおかけしますが、ご理解いただけますと幸いです。

ケース・バイ・ケースでいふん事情は違うとあります。しかしながら、政府としてはこういう問題に対処していく場合には、一定の腹がまえがなければなりません。たとえば、太体どの辺のワクチンの中でも買いたいと考えてこの法案を取り組もうとしておるのか。

れるだろうというふうな問題ではないと思うのです。問題は、いかに、それを完全に守るために相手の予算を国が用意するかということに尽まると思います。

もう一つは、補助率の問題です。首都圏の場合には、昨年あたりまで緑地の特別地域の買い上げ

ですが、緑地保全というものは相当な経費を伴うものでございますけれども、一たんやりかければ途中でやめることはできないと思うのです。保存したいが、金がないからそれはこわしてくださいというわけにはいかない。一たん守りかければ、守るべき地域は完全に守らなければいけない。し

たがって、初年度は二億円で済んでも、今後相当にその金額が高額なものになってくる。よしんば何百億かかっても、何千億かかっても、出発しかければこれはほとんど半永久的に守り続けなければならぬほどの、そういう種類の問題でございまますけれども、政府としてはそれほどの決意をお持ちになっているのかどうかお伺い申し上げま

○西村国務大臣 そういうところを保存するのに  
は、相当な金が必要であるということは想像が  
できます。したがいまして、今年度はわずかな金  
でございますが、ただし、吉田さんも奈良県出身  
でございますので、やはりそういうものを国民的  
視野から保存しようじゃないかという県民運動と  
いいますか、国民運動といいますか、それでなけ

れば、買わなければ全部切ってしまうぞ、売ってしまうぞ、荒らしてしまうぞというようなことはやはりどうかと思われるのです。私も最近奈良に参りませんが、かつて四、五年前に参りましたときには、実に荒らされておるのにびっくりしたわけでございます。したがいまして、これは政府も十分決心を持って対処いたしますけれども、あなた方選出の代議士といたしまして、十分ひとつ県民運動をお願いしたい。やはりいいものを保存しようじゃないか。それはやはり全般国民の、県民のためであり、金銭上の問題のみならず、精神上の運動、PRを起こすことも必要ではなかろうかと思ふのでございまして、どうかまたその節はよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○吉田(之)委員 せつかく大臣がおっしゃってくださいますので、事情を申し上げます。

われわれも確かに非常にけつこうな法律だ。好んでひとつ県をあげて奈良も京都もこの運動を推進しましょう。きれいことで非常にいいと思うのです。しかし現状は決してそういう呼びかけだけや、単なる運動だけでは守れる性格のものではございません。個人が最も重大な私権と考えている土地の問題なんです。しかも、隣の土地は坪三万円で売れた、五万円で売れた。おれたちの土地だ

違う。非常に執行上、波瀾を来たしております。  
われわれは守りたい。しかしながら、もっともお  
と国が正しい認識と積極的な努力と裏づけをして  
くれなければ、これは守れないではないかといふ  
ふうなのが現地の率直な現状でございます。一度  
大臣もひとつお越しをいただきて、とくとよく調  
査検討をしていただきたいと思います。

私たちへは、去る七月七日及び八日の日程で、和  
知ダム水門決壊事故に關しまして、実情調査をいたしてまいりましたので、調査委員を代表して、  
私からその概要につきまして御報告申し上げま  
す。

[參照]

そういう一つの制限つきの住宅地に変えていくのか、とのほうが、むしろ成果があがるのではないか、そういう住宅をまた求めている人たちもある。何かただ単に法律の網をかぶせて、それで近畿圏の保全ができる、整備ができるというふうなことでは、すでに今日の現状には即さない、こういう一切の法律はあくまでも守るべきところは徹底的に守る。守るに値しないところは、ことばは過ぎますけれども、場合によつたら徹底的に破壊する、開発するというくらいの近代精神から出発しなければ守りおせるものではないと思うのです。ただ範囲を広げておけば、法律をつくつとおけば、それで何とかなるだらうというようなことではどうにもならないということを申し上げまして、はなはだ中途はんぱでござりますけれども、これで質問を終わります。

○森下委員長 これにて両案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森下委員長 御異議なしと認め、両案に対する質疑を終了いたしました。

和知ダムは、六月二十六日、河川法並びに電気事業法に基づく建設省並びに通産省の検査を受けた後、二十七日以降湛水を始め、六月三十日に満水となつたのであります。事故当日に至るまで、三号ゲートを〇・二メートルないし〇・三メートル開放して、下流に対する義務放流を行なつており、他の一号、二号、四号ゲートは全閉状態にあつたのであります。事故当日、七月二日は、三号ゲートを〇・二メートルないし〇・三メートル開放して流量の調整を行なつておりましたが、上流からの流木及びじんかいが右岸に集積してきたので、四号ゲートの流芥ゲートを操作し、流木等を流下させた後、発電所放水口付近の堆積土砂を排除するため、三号ゲートを全閉し、四号ゲートの巻き上げを行なおうとした直後、十一時十五分ごろ、三号ゲートが破裂され、約百メートル下流の川の中央に流されました。三号ゲート流失により、ダムより約毎秒五百立方メートルの急激な放流が発生いたしました。ダムからの急激放流が発生したとき、川原で釣りをしていた數十名の人は警報により待避いたしましたが、ダム下流約十四

○森下委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は  
來たる十四日金曜日午前十時より理事会、十時三  
十分より委員会を開会することとし、これにて散

キロメートルの綾部市鷹栖町長瀬付近で、十二時四十分ごろ、釣りをしていた二名が流れされ、一名は岸に泳ぎつきましたが、一名は救助されず行方不明となり、翌三日朝遺体が確認されたのであります。ダム下流には、低地が広がっていますが、

田畠の冠水、家屋等の浸水は皆無であり、ただ川原にあった小舟等が流失する等若干の被害が生じたのみであります。

事故発生と同時に、関西電力は、和知ダムのサイレンを吹鳴するとともに、下流に対し、警報車四台を出動させ、警報を実施いたしました。また、大野ダムに通報し、下流サイレンの吹鳴を依頼するとともに、関係市町村（和知町、綾部市、福知山市）並びに関係警察署（和知派出所、園部、綾部、福知山の三警察署）に対し、通知を行なったのであります。地元和知町は、事故目撃者の連絡により、町内に対して有線放送によつて連絡し、また、下流に対しては、電話で事故を連絡しているのであります。事故発生後、和知ダムの他のゲート三門を開放し、現在操作を行なつてはおりません。

河川管理者としては、和知ダムゲート事故調査技術委員会を設け、七月五日第一回委員会を開催し、事故の徹底的究明を開始いたしました。また、建設省においては、今回の事故にかんがみ、目下作成中のダム等の構造基準に再検討を加え、また完成検査等の基準を作成中であります。

以上が今回の実情調査の概要であります。

今回の事故は全く常識をもつては考えられないものであり、幸いにもこの事故により大きな被害は生じなかつたのであります。この種事故に対する国民の不安感を一掃するため、事故原因については徹底的に調査して原因を明らかにし、今後の予防措置を実施することが必要であります。また、今回の事故による被災者に対する補償について、特に十分な配慮を講じられたいと思うものであります。

さらに、今回の実情調査に基づき、ダムの適正な管理を確保するため、次の処置をとることが必要でありますので、善処されるよう望みます。

(1) ダムゲートの構造基準の制定。

(2) 完成検査等に関する検査基準の制定及び地盤検査、一部使用検査、完成検査、立ち入り検査等検査制度の確立。

(3) ダム等の重要な河川工作物について、完成後といえども、定期的検査を実施する等、河川管理の強化をはかること。

(4) ダム放流による危害防止のための警報設備等を確立すること。

(5) ダム等の河川に設置される工作物の検査等については、河川法及び電気事業法に基づく同種の検査が二重に行なわれてゐるが、二重検査は、往々責任の所在を不明確にするおそれがあるので、責任の明確化をはかるため、再検討すること。

以上、申し述べました諸点により、河川法に基づいて建造されるダム等の重要工作物の管理等については、河川管理者に一元化することの必要性を痛感いたしました。

以上、要点のみを申し述べまして、御報告いたします次第であります。

建設委員会議録第十八号中正誤					
八	シ	段	行	誤	正
七	二	二	七	けれども、	けれども、
同	第十九号中正誤				
八	シ	段	行	誤	正
一	四	末	〇	ところが、	ところが、
同	第二十号中正誤				
八	シ	段	行	誤	正
三	二	三	保証	保障	正
四	三	元	義論	議論	土地
〇	元	土	村		

昭和四十二年七月十八日印刷

昭和四十二年七月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局